

平成18年大洲市議会第1回定例会会議録 第4号

平成18年3月15日（水曜日）

出席議員

1 番 大 野 立 志
2 番 上 田 栄 一
3 番 安 川 哲 生
4 番 福 積 章 男
5 番 山 本 光 明
6 番 西 村 豊
7 番 武 田 雅 司
8 番 中 野 寛 之
9 番 二 宮 淳
10 番 梅 木 良 照
11 番 梶 田 和 美
12 番 村 上 常 雄
13 番 水 本 保
14 番 岩 田 忠 義
15 番 宮 本 増 憲
16 番 叶 岡 廣 志
17 番 後 藤 武 薫
18 番 有 友 正 本
19 番 古 野 青 弘
20 番 矢 間 一 義
21 番 向 井 敏 憲
22 番 岡 孝 志
23 番 吉 岡 猛
24 番 清 水 久二博
25 番 田 中 堅太郎
26 番 山 下 勝 利
27 番 中 野 茂 明
28 番 吉 岡 昇 平
29 番 大 野 新 策
30 番 小 泉 紘 文

欠席議員

な し

出席理事者

市 長 大 森 隆 雄
助 役 首 藤 馨
収 入 役 田 上 隼 藏
総 務 部
部 長 小 泉 勝 明
副部長兼危機管理室長 白 石 隆 壽
副部長兼総務課長 佐 伯 幸 一
人 事 秘 書 課 長 神 元 崇
総 務 課 長 補 佐 篠 原 雅 人
総務課行政係長 往 田 秀 樹
税 務 課 長 二 宮 隆 久
行政改革推進課長 坂 本 慎
企画財政部
部 長 小 島 健 市
財 政 課 長 松 田 眞
財 政 課 長 補 佐 松 本 一 繁
市民福祉部
部 長 上 村 孝 廣
副部長兼保険環境課長 山 田 一 昭
高 齢 福 祉 課 長 吉 田 直 人
建設農林部
部 長 三 保 禮 三
副部長兼建設第1課長 城 戸 良 一
副部長兼農林水産課長 松 岡 良 明
副部長兼水道課長 口 井 睦 雄
ダム対策課長 今 宮 雅 司
長 浜 支 所
支 所 長 上 川 慶 信
肱 川 支 所
支 所 長 櫻 田 和 明
河 辺 支 所
支 所 長 河 本 治
農業委員会
事 務 局 長 蔵 田 伸 一

教育委員会

委員長 岩田 徳幸

教育長 叶本 正

教育部長 尾崎 公男

公営企業

病院事務課長 垣内 哲

監査

委員 藤川 卓見

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

出席事務局職員

事務局長 西山 隆夫

次長 新野 武男

事務専門員兼調査第1係長 藤岡 章男

調査第2係長 新 実雄

議事係長 谷野 秀明

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

議事日程

平成18年3月15日 午前10時 開議

日程第1

会議録署名議員の指名

日程第2

第1号議案 平成18年度大洲市一般会計予算

第2号議案 平成18年度大洲市国民健康保険特別会計予算

第3号議案 平成18年度大洲市国民健康保険診療所特別会計予算

第4号議案 平成18年度大洲市老人保健特別会計予算

第5号議案 平成18年度大洲市介護保険特別会計予算

第6号議案 平成18年度大洲市介護サービス事業特別会計予算

第7号議案 平成18年度大洲市簡易水道事業特別会計予算

第8号議案 平成18年度大洲市港湾施設事業特別会計予算

第9号議案 平成18年度大洲市土地取得造成特別会計予算

第10号議案 平成18年度大洲市土地区画整理事業特別会計予算

第11号議案 平成18年度大洲市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算

第12号議案 平成18年度大洲市農業集落排水事業特別会計予算

第13号議案 平成18年度大洲市公共下水道事業特別会計予算

第14号議案 平成18年度大洲市駐車場事業特別会計予算

第15号議案 平成18年度大洲市温泉事業特別会計予算

第16号議案 平成18年度大洲市商業集積施設管理特別会計予算

第17号議案 平成18年度大洲市水道事業会計予算

第18号議案 平成18年度大洲市工業用水道事業会計予算

第19号議案 平成18年度大洲市病院事業会計予算

第20号議案 平成17年度大洲市一般会計補正予算（第8号）

第21号議案 平成17年度大洲市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

第22号議案 平成17年度大洲市国民健康保険診療所特別会計補正予算（第3号）

第23号議案 平成17年度大洲市土地取得造成特別会計補正予算（第1号）

第24号議案 平成17年度大洲市土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）

第25号議案 平成17年度大洲市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）

第26号議案 平成17年度大洲市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）

	号)		部改正について
第27号議案	平成17年度大洲市温泉事業特別会計補正予算（第3号）	第44号議案	大洲市公の施設に係る指定管理者の指定手続に関する条例の一部改正について
第28号議案	平成17年度大洲市水道事業会計補正予算（第4号）	第45号議案	大洲市毛利記念館条例等の一部改正について
第29号議案	平成17年度大洲市病院事業会計補正予算（第4号）	第46号議案	大洲市総合体育館条例の一部改正について
第30号議案	大洲市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の制定について	第47号議案	大洲市立保育所条例の一部改正について
第31号議案	大洲市職員の修学部分休業に関する条例の制定について	第48号議案	大洲愛育ホーム条例の一部改正について
第32号議案	大洲市職員の高齢者部分休業に関する条例の制定について	第49号議案	大洲市老人デイサービスセンター条例の一部改正について
第33号議案	大洲市一般職の任期付職員の採用に関する条例の制定について	第50号議案	大洲市身体障害者デイサービスセンター条例の一部改正について
第34号議案	大洲市長期継続契約に関する条例の制定について	第51号議案	大洲市基幹集落センター条例の一部改正について
第35号議案	大洲市高齢者地域生活支援事業手数料条例の制定について	第52号議案	大洲市林業総合センター条例の一部改正について
第36号議案	大洲市障害程度区分審査会の委員の定数を定める条例の制定について	第53号議案	大洲まちの駅条例の一部改正について
第37号議案	肱南思ひ出広場条例の制定について	第54号議案	大洲市総合交流拠点施設条例の一部改正について
第38号議案	大洲市集会所条例の一部改正について	第55号議案	大洲市交流促進センター条例の一部改正について
第39号議案	大洲市報酬及び費用弁償等支給条例の一部改正について	第56号議案	河辺ふるさとの宿条例の一部改正について
第40号議案	大洲市の市長等の給与及び議会議長等の報酬の特例に関する条例の一部改正について	第57号議案	大洲市農家生活体験屋及び土蔵条例の一部改正について
第41号議案	大洲市職員の給与に関する条例の一部改正について	第58号議案	大洲市普通公園条例の一部改正について
第42号議案	大洲市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について	第59号議案	河辺村出生祝金支給条例の廃止について
第43号議案	大洲市職員退職手当条例の一	第60号議案	市道の路線認定について
		第61号議案	専決処分した事件の報告並びに承認を求めることについて
		第62号議案	大洲市介護保険条例の一部改

正について

(全議案に対する質疑並びに市政全般に対する質問、委員会付託)

日程第3

請願第9号 最低賃金制度の改正を求める
請願

請願第10号 パートタイム労働者の均等待
遇実現を求める請願書

請願第11号 患者・国民負担増計画の中止
と「保険で安心してかかる
医療を」求める請願書

陳情第1号 鹿野川・野村ダム操作規則等
に関する陳情

陳情第2号 「違法伐採問題への取組みの
強化を求める意見書」の提出
を求める陳情について

(委員会付託)

~~~~~

本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 第1号議案～第62号議案

日程第3 請願第9号～請願第11号、陳情第  
1号、陳情第2号

~~~~~

午前10時00分 開 議

○清水久二博議長 これより本日の会議を開き
ます。

~~~~~

○清水久二博議長 本日の議事日程は、お手元  
に配付してあるとおりであります。

~~~~~

○清水久二博議長 まず、日程第1、会議録署
名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、20番矢間一義議
員、21番向井敏憲議員を指名いたします。

~~~~~

○清水久二博議長 次に、日程第2、第1号議  
案から第62号議案までの議案62件を一括して議  
題といたします。

全議案に対する質疑並びに市政全般に対する  
質問を行います。

通告がありますので、順次発言を許します。

まず、中野寛之議員の発言を許します。

○8番中野寛之議員 議長

○清水久二博議長 中野寛之議員

〔8番 中野寛之議員 登壇〕

○8番中野寛之議員 大洲市議会議員、無所属  
の中野寛之です。

昨年12月議会以来、わずか3カ月の間に大  
洲市の内外でもさまざまなことがございました。  
その中でも大洲市にとりまして特筆すべき  
は、大洲市行政改革大綱並びに集中改革プラン  
の素案を発表されたことである、このように思  
います。この2つは、議会への正式な報告より  
も2週間も早い2月15日に大洲市公式サイトで  
全面公開が行われ、パブリックコメントの募集  
まで市は行っております。

私は、これら一連の姿勢、大森市長の方針に  
対しまして率直にこの点は評価をしたいと思い  
ます。今後ともどうかよりよい大洲市の実現に  
向けて御尽力いただくことを心より御期待、そし  
て激励申し上げたいと思います。

ただ、1点だけ注文も入れておきます。一昨

日、昨日と、この議会での質疑、答弁を聞いておりました感じた点が1点ございます。それは、住民との協働という言葉であります。これは一見正論ではありますが、ややもすると今まで行政がいろいろやってきてあげたんだから、これからはあんたらも行政だけを頼るなど、こういう住民側から見るとニュアンスも感じてしまいます。民間ではどんな商売でもサービスの対価というものは基本的には後払いです。お客様に満足していただいた後にその対価を受け取る、これが常識です。しかし、いわゆるお役所というところはこの点全く民間と逆でありまして、客である住民は税金としてすべて先払い、住民サービスは後払いと、こういったことです。税金を住民が後払いにしようとする、滞納だ、けしからん、滞納整理機構だなんて怒られて、かなり民間の常識とは異なる世界です。このあたりは民間出身でもあり、また市議会議員としての経験も長い大森市長さんならすぐ御理解いただけると思います。市民の皆さんの税金をもう既に先にお預かりしている以上は、まず行政が歩み寄る。そして、市民の皆さんからお預かりした税金は一円たりともむだに使わないと。この意識を職員だけでなく我々議員も持たなきゃならん、このように非常に感じております。我々議会がまず率先して人数も減らし、待遇も見直す。次に、職員の総人件費も見直す。そして、我々は本来の公僕、パブリックサーバントとして一生懸命働く。それらを行って初めて議員も職員さんもみんな頑張っとなるじゃないかと、私ら住民も市のために何かお手伝いをせにゃいけんと、こういう方が出てきてこそ本当のボランティアであると、住民との協働であると考えております。

以上、このようなことを前提にただいまより一般質問に入らせていただきますが、大森市長さんも若者と女性の意見、特に尊重していきたい、重視していきたい、よく述べられております。議場には若者と女性1人ずつおりますの

で、どうか前向きな答弁をいただきたいと、このようにお願い申し上げたいと思います。

ではまず最初に、財政問題の1点目からです。

中・長期財政見通しによります財源不足額についてお伺いをいたします。

大森市長の提案理由説明によりますと、平成18年度から21年度までの4年間、この財源不足額は43億4,000万円にもなることが見込まれております。この対策といたしまして、理事者の説明によりますと、先日発表された行政改革大綱及び集中改革プラン、これにおいて29億3,000万円を今後4年間の改善目標額としております。129項目から成りますこの集中改革プランを実行してもなおまだ14億1,000万円が不足するという現実には、これは私ももう愕然としております。この不足分14億1,000万円については、今後各部、各課におけます予算執行時の努力目標とされてはおりますが、この不足額14億1,000万円に関して、大森市長さんは今後どのような方針、お考えか、その御見解をお聞かせいただきたいと思います。

次に、職員給与についてもお尋ねいたします。

今回の集中改革プランや中・長期財政見通しの中では、管理職手当、そして特殊勤務手当については削減を触れておりますが、職員給与の本俸、これに関しては人事院勧告に基づくもの以外、触れられてはおりません。昨日の後藤議員さんの質問におけます首藤助役の答弁の中では、ラスパイ指数でも大洲市の給与水準は県内平均よりも低く、人事院勧告以上の引き下げを行ったのは県内では1市だけであるとの答弁もございました。しかし、長・中期的な課題といたしまして、この職員給与の方針に関して理事者の見解はいかかなものか、お答えを聞かせていただきたいと思います。

次に、雇用対策と産業振興についてお尋ねをいたします。

先日の新聞報道によりますと、市内の大手建設会社がこのたび会社分割を行いまして、金融機関の支援を求めることで過剰債務の処理と抜本的な経営再建に取り組む方針が明らかになっておりまして、経済界を中心に市内に大きな反響を呼んでおります。今後は金融機関の支援と引きかえに、大規模なリストラを要求される可能性も非常に高く、市内の経済や雇用への悪影響に関しまして、私も現在非常に懸念をしておりますところでありまして、これら一連の問題に関しまして、大森市長さんの率直な感想をお聞かせいただきたいと思います。

また、2点目としまして、旧来型公共事業に依存しない産業振興について伺いをします。

近年国家規模での財政の悪化を受けまして、従来型の公共事業は国も県も、そして市も減る一方であります。愛媛県においても平成18年度当初予算案におけます投資的経費の金額は、1,236億円となっております、ピークでありました平成6年度の決算額と比べますと41%、このように落ち込んでおります。大洲市におきましても、今議会に提案されております平成17年度3月補正予算案におけます普通建設事業費は、39億1,981万9,000円となっております、ピークであった5年前、わずか5年前なんです、平成12年度の決算額103億6,400万円のわずか38%にまで落ち込んでおります。国と地方の債務が700兆円を超えておる財政の現状を考えますと、今後数十年、十数年は今のよう状況が続く、このように予測もされます。

しかし、その一方で、大洲市の現在の経済構造はといいますと、非常に建設業に依存しております。平成14年度、第2次産業総生産に占める建設業の割合というのは、愛媛県全体の22.7%に比較いたしまして、この大洲市、そして八幡浜圏域では49.3%と、非常に突出した数字になっております。今回の市内大手企業の経営危機問題は、決してこの会社だけの問題ではありません。今後も公共事業の増加というのは

もう見込めません。少子・高齢化が進む中、右肩上がりの経済成長の時代というのは終わりました。このような時代認識に基づきますと、現状の公共事業依存型の産業構造というものを転換する必要がありますし、またそれができなければはっきり申し上げまして、この大洲市はもう経済が崩壊してしまうでしょう。そして、もうそれは目前まで来ておる。この点私は非常な危機感を持っております。大森市長、市長として政治家として、これらの問題に関してどのような見解をお持ちか、ぜひ率直な見解、お聞かせいただきたいと思います。

次に、大項目の3番目といたしまして、市役所のサービス改善について質問いたします。

先般市議会に報告されましたように、市役所の窓口業務に関しまして、来年度より週2回、1時間15分延長される、そのようなことが決定をしております。長年の懸案でございました市役所のサービスの改善について、今回一部進展があることは、非常に結構なことでありまして、大森市長の取り組む姿勢に対しまして、この点も率直に評価したいと思います。

またその一方で、先月私は個人行政視察におきまして、福島県の矢祭町へ行ってまいりました。かの地では、議員提案によります合併しない宣言を採択後、町が官民一丸となって独自の行財政改革を断行しております。徹底した人件費の見直しを行いつつも、住民サービスを落とすことはできないとし、役場での窓口業務におけるフレックスタイム制や、役場職員の自宅を出張役場とする制度の導入などに取り組んでおられました。大洲市におきましても常々合併してよかったと思えるまちづくり、そのような言葉が理事者の答弁の中でも再三出てまいります。

また、昨日の首藤助役さんの答弁でもありましたように、現状で約100名の職員が過剰であるという現実もございます。今回の窓口業務の時間延長も大変結構なんではありますが、まだ

まだよりその改善が必要ではないかと、このように考えております。フレックスタイム制の導入とあわせましてどのようにお考えか、理事者の見解、お聞かせいただきたいと思います。

4点目としまして、広告事業について伺いをいたします。

大洲市と同様に財政再建を進める四国中央市など、県内他市でも行政の印刷物や公式サイトへの広告掲載など、検討、実施が始まっております。財政再建が叫ばれる中、新たな財源を模索する動きも大洲市にも必要であると、このように考えておりますが、集中改革プラン案には検討機関もございました。迅速にできるところから取り組むべきとは考えておりますが、この点は理事者の方針、どのようなものかお聞かせいただきたいと思います。

次に、5点目といたしまして、水と緑のネットワーク整備事業、これは水路事業でございますが、これに関してです。

この事業は、おはなはん通り周辺と、それからまちの駅あさもや周辺に水路を整備いたしまして、肱川本流からポンプでくみ上げた水を流して既設水路の浄化も図ろうという、そういう事業でございます。ことしに入りましてからも既に1月、2月、2度地域住民の方を対象にした意見交換会、大洲商工会議所の方で開かれております。私も傍聴させていただいて、さまざまな住民の皆さんの意見、十分に伺っております。これらの事業について2点質問させていただきたいと思います。

まず、周知徹底と情報公開についてです。

私も肱南地区周辺やそれ以外でもさまざまな市民の皆さんの声は拾っておりますが、まず私が気になりましたのは、市民の皆さんへの周知徹底という点で、やや不十分なところがあるのではないかと、このようには感じております。私がいつも申し上げておりますように、公共の事業を行うに当たっては、情報公開そして説明の責任、住民参加というプロセス、これは欠かせ

ないものです。この点に関しまして理事者の見解をお聞かせをいただきたいと思います。

次に、今後の方針についても伺いをしたいと思います。

私がこれらの意見交換会等で感じましたが、これは行政への不信感というものをお持ちの住民の方が結構いらっしゃるということなんです。これは前の市長さんのころからいろんなことがありました。油屋のこととかもありましたから、私自身もそもそも市議会議員に初めて立候補することになったきっかけというのも行政不信がきっかけであったわけですから、住民の皆さんの不信や不安というものもよく理解できるんです。今後の事業展開の方法につきましても、どうか今までの悪い例、悪い失敗というものは繰り返さずに、最初の段階でボタンをかけ違えることがないように、最初に注意を払っていただいて、地域住民の意見というものを十分に反映、集約する進め方というものをさせていただきたいと考えておりますが、理事者の見解をお聞かせいただきたいと思います。

最後に、河辺地区の担い手公社河辺やまびこ有限会社サンサン農園についてお尋ねをしたいと思います。

この旧河辺村が取り組んでおりましたこの事業に関しまして、合併後の市議会でも何度か取り上げられております。

また、昨日の市議会でも旧郡部を切り捨てないように1,000万円の予算はちゃんと計上しておるという大森市長の答弁もございました。もちろん私も旧河辺村が地域おこしのために知恵を絞られたこの事業そのものを否定するような気は毛頭ございません。また地理的、物理的に条件が不利な地域というものに対して、税金を使って再分配を行う、これは絶対に必要であるというのは、これは私の政治的な持論であります。しかし、それは自分たちの地域にきちんと愛着と誇りを持って、自分たちの住む地域を少しでもよくしていこう、そういうような意欲の

ある方々の背中を押すような政策を意味するということでありまして、決して努力しない者を甘やかすという意味ではないということもつけ加えておきたいと思います。

さて、この有限会社ですが、本来は担い手事業が主体のはずでございまして、サンサン農園でのイチゴ生産は2次的なものでありましたと報告は受けております。担い手事業のために収益確保のためであったサンサン農園のイチゴ生産というものが、逆に年、一昨年で500万円ですか、年500万円の赤字を出しているという現状は、市民としても行財政改革が叫ばれる中、非常に厳しいものがある、このように感じております。これらの赤字事業の改善策、赤字を圧縮する方策に関しましてどのようにお考えか、そして今後の運営方針もあわせまして理事者の見解をお聞かせいただきたいと思います。

以上をもちまして私の一般質問は終わりますが、若者らしい柔軟な発想の意見もぶつけておりますので、理事者におかれましてはひとつ前向きな答弁をお願いしたいと思います。

御清聴まことにありがとうございました。

○大森隆雄市長 議長

○清水久二博議長 大森市長

〔大森隆雄市長 登壇〕

○大森隆雄市長 それでは、3日目になりましたわけですが、御質問にお答えをしたいと思います。

それより、まず冒頭に特別交付税の関係の御報告を議員の皆様方、また市民の皆様方に御報告をし、御礼を申し上げたいと、このように思います。

けさの新聞でも報道されておりますように、特別交付税、この金額、いただくことがどれほどありがたいことかということが、ことしぐらい身につつまされて思うことはないわけですが、平成17年度の地財計画における対前年度比はマイナス6.4%の減という状況の中でございまして、全国的に平成18年豪雪と命名され

た記録的大雪による雪害、除雪作業経費や台風被害などの甚大な被害が発生しておりまして、今年度の特別交付税額の確保については、大変憂慮をしておったわけでございます。本県におきましても、台風の関係でかんきつ類が非常に傷んだと、また雪でも傷められたというようなことで心配をしておりましたが、やはりそういう配分結果になっとなるようでございまして、このことから本市の特別事情をもとに国・県との連絡を密にいたしまして、去る2月28日に総務省や関係国会議員の先生方に陳情を申し上げました。その確保に努力をしたところでございますが、結果といたしまして報道されておりますように、平成17年度の交付額は16億5,829万3,000円が見込まれることになったわけでございます。これは対前年度比マイナス8.9%の減ということでございますが、本県の11市の平均額がマイナス10.1%でございましたので、まあまあ陳情をした成果があったのかなと思って大変喜んでおるところでございます。昨日閣議で決定されておりますので、そういうことでまた東京の方へもお礼を言ったところでございます。交付税全体が大幅に削減となります中で、さらに重点配分がなされたにもかかわらず、こういう確保ができたということは、改めまして議員の皆様方、また後押しをしていただいた皆様方の御協力と、厚く御礼を申し上げる次第でございます。まず、冒頭に御報告を申し上げておきたいと、このように思います。

それでは、中野議員さんの御質問中、雇用の関係2点につきまして、私の方から特に御答弁を申し上げたいというふうに思っております。

まず、雇用や経済への影響をどう認識しとるか、とらえとるかということの御質問でございまして、議員さん御指摘のとおりでございます。市内の大手企業の経営状況に関することにつきましては、先般の新聞報道等により報じられたわけでございまして、また企業の方また銀行筋の方、いろいろ御報告もありまして、内々



承知はしとるわけですが、現在の情報収集では、雇用面での影響は今のところはないものというふうに聞いておるところでございます。

しかしながら、当市の雇用情勢はハローワークの発表、これが本来は2月末のデータが皆さんの前でお知らせしたかったんですが、なかなかお役所仕事というのは、1月末のデータということで申しわけないんですが、傾向としては東予、中予と比較して内容は非常に計数が低いということを、1月末は0.79倍ということでございますので、非常に愛媛県の中でも低い位置にあるという、南予が落ち込んどるということで、加戸知事も特に南予対策、雇用については力を入れたいということを今議会でも、県議会でも言ってもらったようでございますが、そのまた中間に大洲があるもんですから、ちょっとデータの的にはどっちつかずみたいな数字になっていくわけですが、そういう状況でございます。早急かつ実効性のある雇用対策が必要であるものと考えてはおるわけですが、こういう置かれておる状況から、本市といたしましては、積極的な企業誘致活動を展開するということで、気持ちは持っとるんですが、さきの12月議会におきましても企業誘致条例の改正の議決をいただいたところでございまして、誘致活動を鋭意やっとるところではございます。現在コールセンター事業、製造業、リサイクル業など5社に対しまして誘致活動を引き続き継続しておるところでございます。

また、合併後におきまして、成果の上がりしたのは、広島県に本社を有する製造業の企業が市内に事業所を開設していただいたということが一番目について上がった成果でございます。

さらに、東大洲の拠点地域におきましては、現在も商業施設の進出が引き続き相次いでおります。拠点地域指定後、現在までに約60社、そ

して1,000名程度の雇用が創出をされておるわけですが、民間資本による事業活動は引き続き活発な状況が継続して続いているということで、優良農地をああいうことでいろんな紆余曲折はございましたが、指定をして取り組んでおる本市といたしましては、大変喜んでおるところでございます。

今後におきましては、企業の進出状況と市内産業の傾向と動向に注意を払いながら、産業の振興、雇用対策に引き続き努めてまいりたいと考えておる次第でございます。

それから、もう一点お尋ねの産業構造の転換についてでございますが、我が国の製造業、特に機械・金属関係の中小製造業は、グローバル競争に巻き込まれまして、下請の中小・零細企業は全国的に危機的な状況にあるというのが実態でございまして、こういう企業においては研究開発力の強化、新規性のある自社製品の開発はなかなか困難をきわめておるということで、製造工程の海外シフト化等も相まって転・廃業される企業もふえてきておるというような一喜一憂をされとるような状況だと認識をしております。現在の厳しい経済状況下では、転・廃業をされました中小企業の受け皿となる産業の確保が重要であるわけですが、サービス業、特に事業所向けサービス、ヘルスサービスは今後の伸びが期待できると言われてはおりますが、これら特定サービス業の発展を加速させることが重要と言われておるわけですが、大洲市においても、先ほどの御質問にもございましたように、公共事業がもうお話のあったとおりでございます。国、県、市などによります事業費は、道路、橋梁関連事業費等で比較してみましても、平成7年ごろの約40%になっているのがもう紛れもない現状でございます。特に公共事業に依存率が高い建設業界におかれましては、特にその傾向が強うございまして、公共依存度の高かった会社ほど、企業ほど今その反動が来ておるという傾向にあらうかという

認識をしております。そういうことを打開するために、それぞれの事業所、企業におかれましても取り組んで善後策を講じておられるところでございまして、一例を挙げてみましたら、建設帰農と言われとるそうでございますが、農業分野等へもやはり長らく持ち合わせたいろんな機械あたりの操作については、非常にプロフェッショナルが多かったわけですから、そういうもの、いろんな機械類、あるいは最近の農業も変わりまして企業化しておりますので、そういうものの取り扱いには非常に堪能な方が多いわけございまして、そういうものを利用した企業の生き残り策をかけた進出を模索中であるというふうによく聞かされております。市といたしましても、従来のような形のお手伝いだけではなく、そういう意味合いでの担当としても勉強もいたしまして、企業が取り組まれようとしておる経営革新に際しましては、何らかの御支援ができるのではなかろうかということ等も含めまして、検討を早急にしていく必要があろうかという認識をしておるところでございます。行政も民間も自立していくためには、抜本的な発想転換をしていかなければならない時期が来ておるという認識でございます。

それから、現在の地域の課題を整理し、自立した地域づくりを促すための検討も進めておるわけでございますが、その基本的な視点といたしましては、地域に内在する自然、町並み、それから歴史、文化、それから培ってまいりました伝統などといったような資源を十分見直しまして、これらのものを宝にかえ、地域づくりの中心になることがありゃしないかということも非常に大事なことでございますので、自立化を支えるために住民の皆さんからの地域づくりの発想等につきましても御意見をちょうだいして、支援の方策として具体的に取り上げてまいりたいと考えておるところでございます。

それから、私、昨日、一昨日と御答弁の中で触れさせていただきましたが、肱川流域の今回

の整備計画、30年スパンで国、県で取り組んでいただくわけございまして、大洲市からなけなしのお金を余り持ち出さずに関連の取りつけ道路とか、そういうことでの協力は十分していかなければなりません、その他につきましては国・県事業でございますので、まことにありがたい、こういった時代に肱川からそういうものを与えてもらったなという感謝の気持ちでございまして、こういうことにはや業界でも目をつけられたんだという私は認識をしておりますが、せんだって県の建設業協会の役員の方々が本市へ表敬訪問ということで見えました。秘書に尋ねてみますと、ああいう方々毎年見えとったんかという話をしましたら、いやことし初めてですということございまして、やっぱり業界も厳しいもんですから、肱川のやっぱり宝の山を黙って見よる手はないということだろうと思います、はっきり言ったら。

ですから、私としましては、まあいろんな意味で長らく難儀をして、関係者の方々も先祖伝来の用地を提供してやるわけですから、できるものならば地元でやれることは地元でやらせていただくと。また、私がやれる範囲、これは国・県の事業が多くなってまいりますんで、意見としか述べられない点もあると思いますが、しかし地元は地元でやっぱり頑張っていきたいと、そういう意味での気持ちを意を強くして改めて感じておるわけございまして、厳しい今のような情勢だけに、ささやかでございしてもそういうことが地元にとっては非常に活気を呈する、また生き残っていくためのやっぱり効果があろうかというふうに思っておりますので、そういう意味合いでもまた皆さんの御協力を得て頑張っていきたいというふうに思っておるわけでございます。

それから、大洲市に合併をいたしまして1年過ぎたわけですが、業界ともこれはまだ話をしておりますが、できますれば大洲市全体でのプール化を図って、やっぱり地域によってばら

つきのないように平準化を図って、私が発注できる範囲の仕事についてはそういう方策をとっていきたいというふうに考えております。議員の皆さん方はよく御承知でございますが、平成18年度への繰り越しというようなことで、もうはっきりうたっておる事業があるわけございまして、そこら辺については中央の業者の方々は遠方の方へ出稼ぎに行かないけん、油をたいて。また、周辺のところでは翌年度へ繰り越し仕事の一部残っというふうなことにについては、やっぱり平準化を図って、市内全域でこういう時代でございますので分け合せて、しんどいときには乗り切っていくというやっぱりスタイルもとらせていただかなかったならば、全体がやっていける、生き残っていけるということにはつながっていかないと。

そしてまた、中央からのそういうことがあるわけですから、多分松山だけじゃございません。ゼネコンあたりもどンドン山鳥坂ダム建設とか鹿野川ダムの大改造とか、築堤も大きいプロジェクトになるほど攻め立ててくると思いますので、私としては地元の意向を踏まえて、頑として頑張れるところは頑張っていくと。そして、やっぱり地元が少しでも潤っていただくということが順当ではなかろうかという認識をとるものですから、そういう意味合いでもまた議員さん方後押しをしていただきまして、この事業を長い間でございますから、私が見届けることができなかもしれませんが、しかしこれはその時代を預かっという者の役目だろうという認識をしておりますので、どうぞ今後ともよろしくをお願いをしたいと思っております。

その他の問題につきましては、助役以下で十分お答えができようかと思っておりますので、協議もしておりますので、どうぞお聞き取りいただきたいと思います。

○首藤馨助役 議長

○清水久二博議長 首藤助役

〔首藤馨助役 登壇〕

○首藤馨助役 中野議員さん御質問中、財政問題について、中・長期財政見通しに関することと職員給与についてお答えをさせていただきます。

ことし1月に作成いたしました当市の中・長期財政見通しによりますと、平成18年度から平成21年度までの4年間で、43億円の財源不足というふうに見込んでおるところでございます。議員御指摘のとおりでございます。

また、現在策定中であります集中改革プランにおきまして、今後5年間で取り組む改革項目を登載いたしまして、その目標額は歳出削減額21億9,000万円、歳入確保額7億4,000万円、合計29億3,000万円と設定をいたしておるところでございます。これによりまして、43億円の財源不足を14億円にまでに圧縮をいたしておるわけでございます。単年度にいたしますと3億5,000万円になるわけございまして、この不足額につきましては、各部、各課におきます予算執行時の工夫、経費節減等の努力目標といたしておるわけでございます。職員一人一人がどこかにむだはないか、節約できないかといったコスト意識を持つことによりまして、少しでも余剰を生み出す、あるいは現在の集中改革プラン以外の新たな改革項目を見出しまして実践するといったふうによりまして、その積み重ねにより年間歳出予算に対しまして3億5,000万円の執行額を捻出しようとするものでございます。今後庁内一丸となって財政の健全化に向けた行政改革に取り組んでまいりたいというふうに考えておりますので、御理解いただきたいと思います。

もう一点の職員給与でございますが、職員給与の本俸につきましては、昨年の人事院勧告によりまして、今議会におきまして給料表の水準を平均で4.8%引き下げる条例改正案を提案をいたしておるところでございます。

この中身につきましては、非常に厳しい内容となっておりますわけでございます。この改正によ

りまして、中高年齢層の職員につきましては最大で7%、現に在職する職員の中では多い人で1カ月当たり3万2,000円程度の引き下げになるわけでございます。若年層の職員との給与のカーブがフラット化されまして、高齢職員の昇給が頭打ちになる給与体系へ移行することになるわけでございます。

ただ、引き下げられました新しい給料月額が現在受けている給料月額に達しない職員に対しましては、昇給によってそこに達するまでの間は、新しい給料月額に加えて現給料と新給料との差額が支給され、現在の給料額を保障することとなっておりますわけでございます。これに伴いまして、条例改正によります給料の引き下げがなければ、あったはずの昇給が一定期間事実上なくなるわけでございます。昇給停止の効果が生じるというふうなことになるわけでございます。特に高齢職員につきましては、引き下げ後から昇給を見込みましても退職に至るまで今以上の給料月額に達しないような厳しい措置となるものであります。これらの措置によりまして、平成18年度から4年間で約3億7,000万円の人件費削減ができるものと試算をいたしております。

議員さん御指摘のように、県や県内の1市が職員手当のみならず、基本給の一部カットにまで踏み込んでおられるわけでございますが、当市といたしましては、まずラスパイレス指数が県内市町の中でも依然として低位にあると、それから今議会に管理職手当20%カット、それから特殊勤務手当の廃止を含む大幅な見直し、これを提案しております。

もう一点は、職員の士気を低下させないということ、これなどから基本給には手をつけることは現時点では極力避けたいと考えておるわけでございます。今後さらに厳しい状況が続くことになれば、その時点では基本給カットにまで踏み込むこともやむを得ないと思っておりますが、現在のところは考えておらないとい

うふうな状況でございます。

以上、お答えとさせていただきます、御理解をいただきたいと思いますのでございます。

○上村孝廣市民福祉部長 議長

○清水久二博議長 上村市民福祉部長

〔上村孝廣市民福祉部長 登壇〕

○上村孝廣市民福祉部長 私の方からは、市役所のサービス改善についてお答えをいたします。

市役所のサービス改善につきましては、中野議員さん御指摘のように、県内外の自治体におきましてもさまざまな取り組みが行われております。当市におきましては、仕事などで忙しく、昼間市役所へ来られることができない市民の皆様の利便性を高めるため、本年4月から窓口業務時間延長サービスを実施することとしたところでございます。

このサービスにつきましては、毎週火曜日と木曜日、午後5時15分から午後6時30分まで本庁市民課並びに各支所市民福祉課で実施いたしますが、河辺支所につきましては木曜日のみとさせていただきます。

また、取り扱う業務につきましては、市役所でも来客者の多い市民課業務のうち、特に需要の多いものを優先し、戸籍の謄・抄本や住民票の写しなどの交付、印鑑登録証明書の交付、印鑑登録申請の受け付けを行うことといたしております。

しかしながら、何分にも初めて実施する事業でございますので、まずは実際に試みτεみることから始めて、その後の利用状況、需要の動向なども見きわめながら適宜検討も行いつつ、よりよいサービスの提供に努めてまいりたいと考えているところでございます。したがって、議員さん御提言のフレックスタイムを導入した早朝から夕刻までの時間延長につきましては、関係条例等の整備や勤務体制を含めまして、今後の研究課題とさせていただきますので、どうか御理解を賜りたいと存じます。

以上、お答えいたします。

○三保禮三建設農林部長 議長

○清水久二博議長 三保建設農林部長

〔三保禮三建設農林部長 登壇〕

○三保禮三建設農林部長 それでは、私の方からは水と緑のネットワーク整備事業の町中の水路整備事業についてお話があったかと思いますので、お答えをさせていただきます。

本事業の内容につきましては、さきの12月議会で武田議員さんの御質問の中でお答えをしたとおりでございます。平成15年度から国土交通省との共同によりまして、構想や基本計画の立案を順次行ってまいりました。その結果、昨年の3月におかげさまで国の指定をいただいたところでございます。この計画の中には、先ほどの水路事業以外には、大洲城の周辺ですとか、臥龍付近の散策路の改善、それから内堀菖蒲園の水質の改善なども含まれておるわけでございます。本事業によりまして肱川の水辺の環境をよりよくいたしまして、先ほど言いました散策時の利便性や、また町並みの魅力を高めていきまして、住む人にも訪れる人にも優しく潤いのある環境づくりを目指していこうとしているわけでございます。その中で、基本的には河川管理区間内は国土交通省の方で、それ以外の部分は市が実施するという役割分担を明確にして事業化をしまっている予定といたしております。なお、本年度平成17年度は国が行う一部事業の実施と、それから市が行おうとしております水路整備等に係ります詳細な調査と設計に関しまして、国の方で予算化を図っていただいとるところでございます。

そこで、これまでの地元への説明などについての経過でございますが、平成15年度に地元代表を含む各種団体の代表から成る肱川水と緑のネットワーク懇談会をつくり上げまして、この計画に関します御意見をいただいていたところでございます。そこで、本年度からはこの懇談会を参考に、整備計画を立案いたしました今問

題の水路整備や、内堀菖蒲園に係ります地元の説明会を予定箇所付近にお住まいの皆さん方を中心に実施をしましてまいりました。当事業の全般に関し、情報提供を含め、その周知に努めてまいったところでございます。

参考までに申し上げますと、町中の水路整備関係では4回、内堀菖蒲園整備計画関係では2回実施をいたしました。しかしながら、今中野議員さん御指摘のように、その説明会の場におきまして、皆さんの方からより幅広く迅速な周知ができてないじゃないかというようなことを御指摘をいただいておりますので、大洲市といたしましても、今後住民の皆様方との対話を進めまして、より一層事業周知の徹底に努めていきたい、このように考えているところでございます。

そこで、事業の今後の進め方になるわけでございますが、先ほど申し上げましたように、国が行う一部事業につきましては既に予算化を図っていただいておりますので、あと市が行う事業につきましては、地元の住民の御理解をいただきながら、その方針ができ上がりましたら、必要に応じて順次予算化を図っていく、そういう考え方で進めております。このために、平成18年度からは、事業に関します広報活動の一環といたしまして、ミニコミ誌の発刊をいたします。そして、それを地区で回覧をしていただきまして、それからその内容につきましては、同様の内容について市のホームページにも掲載したいと考えております。そういうことで、インターネットをお持ちの方あたりは、そこで御確認もいただけるのではないかな。それから、CATVなどの地元メディアの御協力を仰ぎながら、先ほど言いました事業内容等の周知の徹底に努めていきたい、このように考えておるわけございまして、あるいはいろんな地区がございまして、この事業についての説明が欲しいという地区などございましたら、できる限り出ていって説明を申し上げたい、このように考えて

おります。

それから、平成18年度からは肱南地区を中心といたしました景観計画の策定を進めていく準備を今進めております。その中で、住民の皆様方に町中の景観形成について気軽に御参加いただけるようなワークショップなるものを立ち上げたい、このように考えております。そういう中で、当該事業に関します水路整備などを含めまして、現地などでよく説明を申し上げ、幅広い視点から市民の皆様の御意見をいただける場をつくってまいりたいと考えているわけでございます。

このようにいたしまして、事業の周知の手法というものが情報だけで終わることなく、住民の皆様方と対話をより活発化いたしまして、施設整備の方針とか、整備後の問題になります維持管理あるいは官と民の協働のあり方を探しながら、住む人にも訪れる人にも優しく潤い大きい事業となりますように、精いっぱい努力をしてみたいと思いますので、よろしく願いを申し上げまして御答弁いたします。

○河本治河辺支所長 議長

○清水久二博議長 河本河辺支所長

〔河本治河辺支所長 登壇〕

○河本治河辺支所長 私の方からは、担い手公社河辺やまびこ有限会社の運営についてお答えをいたします。

河辺地区のような山間部におきましては、特に農林業の担い手不足や高齢化が深刻化する中、田畑の耕作放棄地や山林の放任林が増加し、水源涵養としての機能を失いつつあるのが現状でございます。そのような実情を踏まえ、旧河辺村では農林作業の受託を主な事業目的とする事業体として農林業事業体やまびこを平成11年度に設立いたしまして、地域農林業の振興と活性化に努めてきたところでございます。中野議員さん御質問の担い手公社河辺やまびこ有限会社は、農林業事業体やまびこを明確化するため、平成17年1月に法人化したものでござい

ます。

現在この法人は、田畑、山林の荒廃を防ぐために安価で作業受託を行う業務とイチゴ生産を行うサンサン農園の運営が主な事業内容でございます。サンサン農園につきましては、河辺地域の農業が担い手不足や機械化が進まない閉塞感のある土地利用型の農業であることから、その現状を好転させるために、農業者の関心を促す施設農業のモデルとして平成14年度に設置したものでございます。この施設は、高設栽培によりイチゴの生産を行い、農林業の作業受託とあわせ収支を補完することで経営の安定を図る計画で運営しているものでございますが、施設が山間地に位置するため、光熱費の増大や栽培技術等の問題もあり、収支に困難を来している状況でございます。そのため、平成17年度は前年度の収支運営の見直しを行い、消費ニーズに合った栽培品種に変更し、さらに賃金や生産経費などを見直し、経営改善に努めているところでございます。イチゴ生産部門の平成17年度の収支につきましては、現在収穫途中であり収支決算は出ておりませんが、平成17年度の収支見込みといたしましては、収入総額1,400万円を見込んでおり、それに対し支出も収入に見合う額を見込んでおります。

このイチゴ生産部門の今後の方針につきましては、旧河辺村において緊急的な支援措置として、平成17年度、18年度の2カ年間の運営費助成を想定し措置しておりますサンサン農園運営支援基金を有効に活用し、自立経営を目指す計画にしているところでございます。

また、農林作業の受託部門につきましては、田畑の耕作放棄地や山林の放任林の増加を防ぎ、水源涵養としての機能を維持しようとするにこ加えまして、雇用対策など地域振興を図る目的もございまして、毎年度1,000万円程度の運営費の助成をしてみいました事業でございます。合併後におきましても、引き続き運営費の助成をお願いしているところでございます

が、今後の運営方針といたしましては、さらに全般的な管理運営費の削減等に努めまして、健全経営に向けた取り組みをすることといたしております。当分の間は現状を維持し、地域農林業の振興と活性化を図りたいと考えておりますので、議員各位におかれましては御理解を賜りますようお願いを申し上げます。

以上、お答えといたします。

○坂本慎行政改革推進課長 議長

○清水久二博議長 坂本行政改革推進課長

〔坂本慎行政改革推進課長 登壇〕

○坂本慎行政改革推進課長 それでは、最後になりますけれども、4番目の広告事業についてお答えをいたします。

現在策定中の行政改革プランの改革プログラムにつきましては、歳出削減のみでなく、新たな自主財源の創出といたしまして、広告収入の検討、実施を掲げております。市の資産で広告掲載が可能なものを広告媒体と申しますが、その広告媒体になり得るものに、例えば市の広報紙、ホームページ、封筒、公用車等がございます。この媒体に民間企業等の広告を掲載することにより広告料として収入を得るとともに、地域経済の活性化を図ることを目的としております。

既に先進自治体では、さまざまな広告媒体を活用した広告が実施されております。自治体と民間の協働として注目を集めてるところでございます。当市といたしましても、今後の取り組むべき事業の一つであると判断いたしまして、平成18年度検討、19年度あるいは20年度実施という目標を掲げております。広告収入の取り組み予定といたしましては、まず広告掲載についての基準づくりをした上で、広告媒体ごとに具体的な検討をしていくこととしておりますが、封筒、納税通知書等、その媒体によりましては在庫を抱えているものもございます。効果的に実施できるものから実施させていきたいと考えております。

中野議員より御指摘のありました、できるものから積極的に取り組んではどうかとことにつきまして、全くそのとおりでございます、これは広告収入に限らず、すべての集中改革プランに掲げておりますプログラムについても同じであることと認識をしております。したがって、このプランの実施時期にとらわれることなく、可能なことは積極的に前倒しをして実施するつもりでございます。

なお、冒頭にありましたパブリックコメントの実施時期でございますけれども、議会に報告する前にパブリックコメントを出したことにつきましては、今後集中改革プランにつきまして、毎年実績の効果の公表、それから変更した集中改革のプランの公表ということがあります。したがって、実績、効果につきましては決算時期、6月議会ごろに議会に報告申し上げて公表をしたいと思っておりますし、また変更につきましては12月の議会におきまして報告申し上げ、その後パブリックコメントを実施し、正式な決定をいたしまして、また御報告を申し上げたいと考えておりますので、御理解のほどよろしくお願いをいたします。

以上、お答えといたします。

○8番中野寛之議員 議長

○清水久二博議長 中野寛之議員

〔8番 中野寛之議員 登壇〕

○8番中野寛之議員 済みません。再質問と、ちょっと意見を述べさせていただきたいと思っております。

まず、先ほどの大森市長さんの答弁の中から、旧来型公共事業に依存しない産業振興についての御答弁、大変結構な答弁だと思います。しかし、河川整備計画に関しては、これは私もちょっとこの点は市長さんとも見解の相違もございまして、いろいろあれではあるんですが、ただ、あくまで特需的なものでありますので、国全体の公共事業というものはもう減っている。こういう構造の中で、産業構造の変革を

図らないといけないということで、余り特別な例を期待を持たせるということになりますと、かえって産業構造の変革がおくれる。そして、もし期待するとおりの河川整備事業が行われなかったときは、これは悲惨なことになるんじゃないかと、こういう例もございます。また仮に、長野県でもこういうことがございましたが、オリンピック特需の後に、非常にみんな経営が苦しくなった、余剰人員を抱えてですね。こういうこともございますので、あくまでそれとこれとは別ということで、公共事業が減っておるという現実を踏まえた上で、先ほど申された受け皿の産業育成という点で特定サービス業、また農業への進出、企業の経営革新へのお手伝いを早急に検討する必要がある、そういう答弁もございましたので、それとこれとは別として、そちらの方はどんどんやっていただけたらよいと思います。この点は答弁結構です。

それと、先ほど上村部長さんの答弁の中で、市役所のサービス改善に関してなんですが、今後の研究課題、今後の研究課題にというのは余りやらないといった答えだと思うんですが、しかし、市のサービスがよくなるということは、これはやはり市長さんの人気も上がるということですので、特に旧大洲市の住民の方から見て、市長さんが、よくなったなと言っていたけるのは、やはりこういった目に見えるサービスであると思いますので、ぜひこの点は前向きに政治決断で行っていただきたいと、これも要望にとどめておきます。

御答弁をいただきたいのが1点だけございます。水と緑のネットワーク整備事業に関してなんですが、先ほど三保部長さんから「御理解をいただいたら順次着手」というような答弁もございました。しかし、私もいろいろ地域の皆さんの意見を聞いておりますと、やはり先ほども申しましたが、行政にややもすると不信感を持たれておる方も少なからずおられる、こういう事実がございますので、その中で特に多い意見

が、もうどうせこれは決まったことなんだろうと、何言ってもこのままやるんだろうとか、そういう意見も出とりますので、決してそうではないと、地域の意見によって柔軟に計画を変更し得ることもあるんだということは、やはりこれは議会の場でも明言をしていただきたいと思いますので、そういったことが、住民の方もまた自由に意見も出てくる土壌にもなると思いますので、計画自体も柔軟に変更することもあるんだと、意見によって。これを再度御答弁をいただきたいと思います。

以上をもちまして私の再質問終わらせていただきます。

○三保禮三建設農林部長 議長

○清水久二博議長 三保建設農林部長

〔三保禮三建設農林部長 登壇〕

○三保禮三建設農林部長 それでは、中野議員さんの再質問についてお答えをしたいと思います。

中野議員さんも説明会に来ていただいておりますので、お互いの対話の中身は知っていただいておりますので、その席でもお話をしましたように、これは住む人と訪れる人が両方、今言ったように、ためになることでないとする意味がないんだということが前提にあるという話をしております。ですから、そのときでも申し上げましたように、計画の流れは一応指定を受けておりますから、一生懸命努力はしていくつもりでおりますし、先ほど言いましたように、どんどん出張ってはいきますけれども、反対が多くて、住む人の皆さんが要らないとおっしゃるものをあえてする必要はないんじゃないかと、これはもうそういう認識をしておりますし、そういうお答えも説明会の場でしております。ですから、先ほども言いましたように、昔からずっと肱南地区の皆さん方が、水を何とかどっかで確保して水路の改良をしたいという要望が強うあったことは事実でございますので、そういう中で、国交省管理の水を使わ



せてもらえるということは、非常にやはりこれは考えていくべき大きな問題だというふうに理解をして、一生懸命今やっとなんかということをして申し上げました。

しかし、それでもなおかつ地元の皆さん方がこんなものは要らんだという大勢の意見であるならば、それは私は無理に進めることは、そういう皆さんの御意向であれば、もうしようがないという決断をする時期もあるのではなかろうかと思います。私の方としては、そういう中で、大変これは非常に結構な話だと思ってますので、可能な限り一生懸命やって、地元の皆さんの同意をいただくような努力をしていきたいということを前段で申し上げたつもりでございますので、当然、変更ですとかそういうことはあり得るんだ、その点は申し添えておきたいと思っています。

以上、お答えいたします。

○清水久二博議長 次に、武田雅司議員の発言を許します。

○7番武田雅司議員 議長

○清水久二博議長 武田雅司議員

〔7番 武田雅司議員 登壇〕

○7番武田雅司議員 3月定例議会において一般質問の機会を与えられたことを、まずもってお礼申し上げます。

さて、愛媛県は一般会計において前年度比224億8,000万円、3.5%の減となっております。5年連続の超緊縮型とし、財政構造改革元年と位置づけ、2006年度の当初予算案を発表されました。これに対し、当市の一般会計予算案については、前年度比15億円、7.1%の増となっており、財政の硬直化に伴い、2006年度を財政健全化元年と位置づけ、節減、合理化を図る緊縮予算とすると説明されております。具体的には、管理職手当の20%カットや職員給与の削減、補助金を一律5%カットするとありますが、この程度の取り組みで根本的な解決になるのでしょうか。中・長期財政見通しによります

と、平成18年度から平成21年度までの財源不足は43億4,000万円が見込まれるとあり、また当市では、7年間をかけて起債制限比率を13%未満に抑制しようと、公債費負担適正化計画をまとめられています。こういった財政状況を行行政、議会、市民が危機感を共有化し、行革によってむだな経費を削減し、市場原理の導入や財源はみずから確保するといった地方の自立を図るとともに、「入るをはかりて出るを制す」という基本的な考えのもと、行財政改革の推進により行政サービスの向上と財源の健全化の両立を図っていくことが重要と思います。

以上の点を念頭に置きまして、質問に入らせていただきます。

予算編成方針について。

大洲市の財政指標を平成16年度決算で見ますと、市債残高は一般会計で366億円となっております。その返済に充てなければならない市税などの一般財源の割合を示す公債費比率は20.5%、人件費や交際費などの義務的な経費に充てなければならない経常的収入に対する割合である経常収支比率は91.7%など、いずれも財政の硬直化を示す非常に悪い数値を示しております。合併による臨時的な経費も必要となる中、その財源となる合併特例債においても157億円の借り入れが予定されて、その元利償還金の70%が普通交付税により国から補てんされるものの、市に全く負担がかからないというわけではなく、また借り入れ枠についても保障がなされているわけではありません。こうした厳しい財政状況の中で、平成18年度当初予算に当たり、こういった方針で予算編成を行い、こういったところに重点的に予算配分をしたのか、お伺いいたします。

次に、ゼロ予算事業について。

愛媛県は2006年度、県としての予算措置を伴わず、民間非営利団体NPOや企業等各種団体と協働し事業を行うゼロ予算事業を82事業実施するとのことであります。県が行うゼロ予算事

業は、新たな予算措置を伴わず、既存の資産や機能を有効に活用して、職員みずからが汗をかき、知恵と工夫を生かし、地域との連携によるきめ細かい住民サービスを提供していく事業であり、従来の「予算がなければ事業ができない」といった固定観念を捨て、新たな感覚で事業を進めていく取り組みであります。大洲市においては、県が行うゼロ予算事業的なものとしてどのようなものがあるのか、また今後の取り組みもあわせてお伺いいたします。

次に、パブリックコメントの募集結果について。

行政改革大綱、集中改革プランに対する市の取り組み方については、さきの12月議会において質問をさせていただきましたが、今回、策定案がほぼ固まったようでありますので、何点か質問をさせていただきます。

先月の中旬から今月の7日まで、大洲市の公式ホームページにおいて、行政改革大綱案及び大洲市集中改革プラン案のパブリックコメントの募集が行われております。この制度の導入につきましては、市の政策の形成過程において市民の皆様が積極的に参画する機会が与えられ、多様な意見が市の意思決定や政策形成に反映されること、また市政の公平性や透明性の向上を図れるという点において、私は十分な評価をするものであります。今回、市民の皆さんが将来の大洲市をどのように考え、どういった声が返ってきたのか。そして、それらの意見をどのように計画に反映させていくのか、お伺いいたします。

次に、平成17年度実施内容について。

現在策定中の集中改革プランは、平成17年度から平成21年度までの5カ年計画となっております。その1年目が間もなく終了しようとしております。平成17年度、18年度においては検討を行い、その後実施するといったプログラムが多いように見受けられますが、既に改革推進が実施されたものもあろうかと思えます。平成17年度に

実施されたプログラム、その主なものについて、改革内容、また実施による具体的な成果をお伺いいたします。

次に、市民サービスへの影響について。

現在、案として出されております集中改革プランの改革推進プログラム数は129項目と膨大な量であり、また内容も多岐にわたっております。中には比較的容易に実施できるであろうものから、多人数、長時間をかけて取り組まなければ実施が困難であろうものまで混在しております。しかしながら、これから先大洲市が生き残り、華々しい発展を遂げるためには、補助金、負担金の見直し、市が使用する封筒への広告募集や市の施設の広告看板設置による広告収入等自主財源の確保等、さまざまな方面での改革が必要不可欠であり、積極的な推進を期待するものであります。

一方、近年ますます市民のニーズが多種多様化し、各種制度も複雑化している中、各自治体においてさまざまな調整を必要とする業務は増加し、職員の削減も相まって、職員一人一人が処理すべき業務の量が飛躍的に増加することも考えられます。私は先ほど申し上げましたが、この改革は大変重要であり、かつ必要なものと考えておりますが、こうした計画の検討がおのの業務の主となり、現在の業務に加わることによってたとえ各プログラムが実施となるまでの一定期間でも、職員に本来求められる市民サービスがおろそかになり、サービスの低下を招かないか懸念しております。この点、市長の御見解を伺います。

次に、人事評価制度の導入について。

公務員には、民間企業の職員と比較すると組織的な職務遂行がより求められ、また収益等による明確な評価が困難であるということが、能力、実績を的確に把握し人事に反映させる評価システムの整備をおくれさせていたように思えます。しかしながら、今日の全国的な財政の危機的状況、住民ニーズの多様化、高度化に対応

すべく人材を育成し、組織を改革していく必要性がうたわれる中、新たに人事評価制度の整備を行うことが必要な時期に来ていると思います。他の自治体あるいは民間企業では、上司が勤務してほしい職員を指名するドラフト制度、特定のポストへの従事を希望する職員を公募し審査決定する庁内公募制度、管理職昇進の条件となる管理職昇進試験、職務上のみずからの目標設定に対して、その達成度を評価する自己申告制度、能力給など、さまざまなアイデアを出し、組織の改革や人事の評価を行っております。大洲市においては、今後人事評価制度を確立し、実施するに当たり、どのような考えで取り組んでいくのか、お伺いいたします。

次に、防災スタッフセミナーについて。

去る2月2日、大洲市役所2階大ホールにおいて、四国地方整備局、愛媛県、大洲市職員等の参加のもと、肱川を対象に、大規模な洪水災害を想定した模擬演習が実施されたと伺っております。大洲市においては、平成16年、17年と2年続けて台風が襲来、市内各地で洪水による被害をこうむっており、平成18年においても同じ状況、被害となることも懸念されるところであります。そうした中、このような演習が行われることは、防災担当者の危機管理意識、また対処能力の向上、ひいては被害の防止、縮小の観点から評価するものであり、今後においても水害の状況を十分に理解している大洲市の真剣な取り組みを願うものであります。この演習を行うに当たり、どういったことを考え気づいたのか。また、この演習を今後どのように役立て生かしていくつもりか、お伺いいたします。

次に、自主防災組織について。

各地域において、次々と自主防災組織の立ち上げが進んでおり、この件については、議会またさまざまな機会をとらえ、早期立ち上げ、要望を行ってまいりましたが、現在の状況及び今後の予定についてお伺いいたします。

あわせて、自主防災組織を立ち上げたことに

より、どういうことが変わっていくのか、お伺いいたします。

次に、市税の滞納整理について。

長期にわたる景気の低迷を受け、全国的に市税の滞納者が増加する近年、大洲市においては平成16年度決算においても、県下11市中、引き続き収納率が最上位を維持しており、市民の皆様の御理解、御協力、また大洲市職員のたゆまぬ努力に敬意を払うものであります。いよいよ本年の4月より愛媛地方税滞納整理機構が設立し、滞納整理に向けた新しい制度のスタートが切られることとなります。

そこで、まず初年度の平成18年度においては、大洲市はどの程度の件数、金額の滞納整理を引き継ぐ予定であり、どの程度の滞納整理実績、徴収額を見込んでいるのか、お伺いいたします。

また、新規の制度でありますので、さまざまな問題が起こり得る可能性があります。この制度を活用するに当たって、どういった問題の発生が想定され、その対策をどのように考えておられるのか、あわせて御答弁をお願いいたします。

次に、愛媛地方税滞納整理機構に関する経費について。

近年、市民税、国民健康保険税を初めさまざまな税において、その滞納額は増加し続けております。そういった中、このような状況をいつまでも放置することは、税の公平性の確保を損ない、ひいては市民に不満を抱かせ、納税意欲をなくしてしまうこととなります。これらの解決策の一つとしてのこの組織の立ち上げが行われ、今まさに第一歩を踏み出そうとしているわけではありますが、大洲市の財政状況は非常に厳しく、自主財源の確保も容易でないのも現状であります。愛媛地方税滞納整理機構負担金675万円、収納率を向上させるための滞納整理支援システム導入費2,500万円を盛り込んでおられます。滞納整理を行うため、その何倍もの

経費をかけることは、費用対効果の原則からも疑問が生じるところであります。

そこで、滞納整理機構への引き継ぎによる滞納整理の見込み額、徴収額に対し、本制度に関して必要となる派遣職員の人件費、運営費などの負担額はバランスのとれたものとなるのか、お伺いいたします。

その他の滞納繰越金について。

滞納整理機構に引き継ぐこととなる未収金以外の滞納繰越金についても、今までどおりの徴収方法にばかり頼っているのは、減少に向かう可能性は低く、現状の収入実績を超えることは困難かと思われます。私は例えばコンビニエンスストア、インターネットバンキングやモバイルバンキングを利用した納税、インターネットオークションを利用した滞納者から差し押さえた動産の公売を実施するなど、抜本的で実効性のある対策が必要であると考えており、そういった対策を市が早い時期に実施することを期待しております。

現在、市は短期的な、また中・長期にわたる解決策としてどのようなものを考え、今後どのように実施しようとしているのか、お伺いいたします。

次に、合併市町村補助金について。

大洲市が合併して、さらに1年以上の歳月が過ぎ、間もなく平成17年度も終わろうとしています。国においては、市町村合併における財政支援策として地域内の交流、連携、一体性の強化のために必要な事業であって、合併により付加的に必要な事業に対し、市町村合併推進体制整備費補助金、いわゆる合併市町村補助金制度を創設し、当市においてもその制度を十分に活用され、新市における各種事業を推進されていることと思います。

そこで、まず平成17年度において、大洲市がこういった事業に合併市町村補助金を充当し、また、その中で特に多大な事業効果が認められるものはこういったものがあったのか、お伺い

いたします。

次に、平成18年度以降実施予定事業について。

この補助金は、新市建設計画に盛り込まれた事業ならば、ハード事業だけでなくソフト事業にも利用でき、幅広い用途で活用できるのが特徴となっておりますが、私はこの限りある補助金をより有効に活用し、事業を行うことが重要であると考えます。平成18年度以降については、こういった事業に充当する計画なのか、具体的に、また予定金額もあわせてお伺いいたします。

次に、指定管理者制度の導入について。

地方自治法改正により指定管理者制度が導入された背景には、1番目に官から民への行財政運営の構造改革、2番目に住民サービスの向上と経費削減、3番目に自治体出資法人の経営健全化と整理、統廃合などの観点があると言われています。しかしながら、制度を導入するに当たっては、コスト意識が高まることにより公の施設の公的な役割を見失うことがないように適正な管理を行っていくこと、また施設の管理者が変更となることに伴い、サービス環境が激変し、施設の利用がしづらくなならないよう配慮していくことが重要であると考えます。

そこで、指定管理者制度の導入については、去る12月議会においてその考え方等をお伺いしましたが、今回実際に市の施設への導入を行うに当たり、どういう基準に基づき直営とし、また指定管理者としたのか、お伺いいたします。

あわせて、指定管理者制度を導入した施設のうち、公募の方法によるところはあるのか、今後の指定管理者制度のあり方を含めお伺いいたします。

以上をもちまして私の質問を終わらせていただきます。御清聴ありがとうございました。

○大森隆雄市長 議長

○清水久二博議長 大森市長

〔大森隆雄市長 登壇〕

○大森隆雄市長 それでは、ただいまの武田議員さんの御質問中、私の方から2番目にございました市民サービスへの影響について、それから防災スタッフセミナーについて、この2点について私からまとめて御答弁を申し上げたいと思います。

御質問にもございましたように、行政改革大綱及び集中改革プランにつきましては、その策定をすることが目的ではございません。プランを実践することにより、多様な住民ニーズに対応した質の高い行政サービスが提供できる自治体を目指していくことを目標にしておるわけでございまして、そのためには集中改革プランに掲げる改革推進プログラムの実現に向けまして、本庁、支所含めまして全庁一体となって取り組んでいかなければならないと考えておるところでございまして、相矛盾する点もあるわけではございまして、しかし民と比較いたしますとまだまだ官については甘いというのが私の基本的なとらえ方でございます。

ちょうど昨年1月11日に合併をしたわけではございますが、ほどなくでございました。ある方から電話が1本ございました。初めて大洲の市役所の1階へ行って見たが、都会で長らくリタイアするまで住んでおったが、ちょっといろいろ不手際があって印象はよくなかったというような率直なお電話でございました。こういうことあたりも1年間はずっと静観をして見ておったんですが、平成18年度、総合窓口というコーナーをつくりまして、ベテランの職員を、どういふ人がいいかはまた検討いたしまして、据えまして、そういういろんな市民の方々がおいでになるわけですが、合併いたしましたんで非常に広がって、いろんな人の出入りがあるわけではございますが、できるだけスムーズに案内をしてくれるような、そういう職員を1人ぜひ配置したいなというふうに考えて今おるところでございまして。

これからはまさに団塊の世代の方々がこのふるさとへお帰りになる人数が、また機会がふえてくると思うんでございますが、そういう方々に対しまして市役所をよりどころとして永住をしていただくということ、土地はあるわけではございますんで、ケース・バイ・ケースでおこたえをして住んでもらうということもこれから大事な政策の一つだというふうにとらえておるわけではございます。

これらの改革の実践に当たりましては、議員さん御指摘のとおり、職員の受け持つ業務は当然増加してくるというふうに思っております。しかし、改革の実践により簡素で効率的な行政の実現を目指す過渡期としましては、しばらくの間ある程度の職員への負担増はやむを得ない点もあろうかというふうに思っております。ただし、そのことによりまして先ほど申しましたように、市民サービスの低下を招くことがありましては何にもなりませんので、当然そのためには事務事業の見直し、効果的かつ効率的な組織、機構の構築を行いまして、改革を推進できる環境を整えてまいりたいというふうに思っております。

最後に御質問ございましたように、指定管理者制度等の導入によりまして、そのことによって極端に市民の皆様へのサービスが低下したと、今までの方がよかったと言われんように、その選定あたりも公平な、また他の市町村でも随分この作業が進んでおりますんで、そういう勉強もいたしまして、極端な格差が起きないようにしていきたいというふうに考えておる次第でございまして。

従来の住民サービスの確保はもとよりでございますが、行政改革も本来の住民サービスの一つであるという認識で集中改革プランの実践に今後取り組んでまいりたいと思っておりますので、議員さん各位におかれまして、もう率直にいろいろ御意見を言っていただきまして取り組んでまいりたいと、このように思っております。

でございます。

それから、防災スタッフセミナーのことに ついてでございますが、実は私も今回初めての経験でございます、実は当然災害対策本部が設置されましたら私が責任者ということになる んでございますが、今回は2階の大ホールの壇の 上で、とにかく一部始終を見よってくれと。そ して、最後に講評ということで高松からわざわざお越しになっとった河川部長さんと2人がそ れぞれの立場で講評をしてくれという指名があ の日はあったわけでございます。首藤助役の方 が本部長ということで座っていただきまして、 延々と1日ほとんどかかったんですがやってみ ました。そのことにつきましたの御報告かたが た印象を御報告したいと、それから今後の取り 組み方についてもおつなぎをしたいというふう に思います。

演習の目的が大規模な洪水災害を想定した実 践的な模擬演習を行うことにより、防災担当者 の危機管理能力の向上を図ることが第一義の目 的でございます。

まず、避難勧告、避難指示等の発令が迅速かつ的確に行えるよう、また情報の収集、伝達及び活用がスムーズに行われるとともに、状況判断等が適切にできるよう事前にマニュアルづくり等を行いまして、演習に臨んだわけござい ます。

今回は堤防決壊、かつて我々が経験をしたこ とのない最悪の想定での実践さながらの演習を 体験したものでございますんで、危機管理マニ ュアルの必要性、重要性ということにつきまし て、痛切にいろいろ感じたところでございま す。

今回の演習の今後の活用についてございま すが、市といたしましては、今回の貴重な体験 を財産にいたしまして、市独自の職員による演 習等を年1回ぐらいは今後一番効果的な時期を とらえまして行ってまいりたいと考えておる次 第でございます。しかし、同じ職員が何遍も同

じことをしても意味がございませんので、病院 等も含めたら約900名の職員がおるわけござ いますんで、もうローテーションを組みまし て、一遍は必ず何らかの形で体験をするとい うような考え方で万一に備えるということが大事 ではなかろうかなとも考えておる次第でござい ます。

また、大規模な災害になればなるほど限られ たリーダーが限られた条件下でいかに効率的な 指示ができるかということにかかってくるとい うふうに思っております。いつの時点で災害予 測情報を一般市民に流していくか、どのタイミ ングで避難勧告をしていくのか。それと、それ を過ぎて最後の段階でございますが、いつの時 点で避難指示を出すかということにつきまして は、余り早過ぎますと市民が混乱をいたしまし て、あがいは言いよるがまだ当てにはならんとい うことになっていけませんし、非常にこの 問題が信頼関係を損ねんようにやってまいりま せんという意味がないことになりますので、タイミ ングが非常に難しいのではなかろうかという気 がしております。一番大切なこの点がポイント になろうかというふうに思う次第でございま す。

それから、笑い話みたいな話ですが、今回の 反省点として一番端的な例は、地元の災害対策 本部から自衛隊へのヘリ、それから動員要請を 高松の方までするというマニュアルだったんで すが、それが実際にはヘリコプターを要請した ことは高松へは伝わっておりませんでした。ど こでどうなったんかわからんのですが、そして 高松からは30台の自衛隊の車両が隊列を組んで 順次来てもらうとなっとったわけですが、もし たら自衛隊が来てもその30台の車両をどこへつ けてもらうかということが、こっちの方の受け 入れはできておらなんだ、詰められたら返事が できなんだというような、全くこれ初歩的なこ とでございまして、現実には大混乱の中でやり ますと、そういうことが起きてくる、驚いたわ

けでございます。

それともう一つは、共通認識をその場における者が一体にどうするかということが非常に錯綜をしておったように思います。紙に書いて、要点だけ書いて張り出すということがやっぱりいかに大事かと。口で言うのは当てになりません。みんながばらばらなことを言うもんですから、ちぐはぐちぐはぐして大混乱をしておったというのが、それからもう一つはきょうも来ていただいておりますが、マスコミの方々、メディアの協力、これが非常に大切になりますんで、マスコミの皆さんにもやっぱりペーパーに書いて張り出して、それを順次ファイルしておくということがもう一番共通認識がみんなができるわけですから、そんなことがいよいよ初歩的なことですが、大事ななあというのが私の印象でございました。

非常によかったと思いましたが、訓練でやれないことはもうその本番、緊急事態が発生したら絶対にやれっこないという実感がもう参加した一同のこれはもう思い知らされた共通の認識でございました。訓練でやれんことはもう緊急事態には絶対やれないという、そのためには先ほども言いましたように、もう全く初歩的なことがやっぱり大事になってくるということをもう嫌というほど1日かかって知らされたわけでございます。そんなことを踏まえながら今後はやっていきたいなと思っておる次第でございます。

それから、もう一つは、自主防災組織のことを議員さんお触れになりましたんで、お答えしたいと思いますが、今議会で既に担当の方から何度か御答弁申し上げておりますように、おかげさまで皆さんの御理解によりまして自主防災組織は2月末現在で、組織数12、結成率は62%、愛媛県でもおかげさまで上位に位置しているわけでございますが、どことも今一生懸命これは取り組んでおられますんで、今後の計画としては今月末までに肱川地区で2カ所が結成さ

れる見込みと聞いております。また、平成18年度に入りましたら大洲地区で残りの4カ所、それから長浜地区で7カ所、肱川地区で3カ所、計14カ所においてそれぞれ自主防災組織が結成されるという報告を受けております。

本市といたしましては、平成17年度から19年度までの自主防災組織結成3カ年計画に基づきまして積極的に推進中でありまして、少なくとも最終年度の平成19年度末までには結成率100%はもちろんでございますが、所定の活動が一斉に機能できるように、引き続き最重要施策の一つとして取り組んでまいりたいと考えておるところでございます。

また、自主防災組織を立ち上げたことによってどういうふうに変わっていくんぞという御質問でございますが、御存じのように自主防災組織を立ち上げるためには、少なくとも平常時から自分たちの地域は自分たちで守ろうという連帯意識が醸成されていなければ結成ということにはなかなかならないというふうに思っております。近年地域住民の連帯意識の稀薄化が見られるのはもう事実でありまして、良好なコミュニティーづくりを推進することは、地域の防災力を高めるだけでなく、さまざまなコミュニティー活動の核となってまいりますので、ひいては地域活性化にも貢献できるものと考えておるところでございます。

市職員で本庁、支所に災害の場合には災害対策本部ができるわけでございますが、ここへは全員が押しかけるわけではございませんで、出動する義務のある職員とそうでない職員と二手に、きのうまでの質問でもお触れになりましたが、あるわけでありまして、出動する義務のない職員の中から人選をしておきまして、各地の公民館とか防災基地へ張りつくような具体策を常日ごろから申し合わせておって、市民、地域とともに公務員のありようとしてお手伝い、また協力をしてボランティア活動をしていくということは大事ではなかろうかというふ

うに認識をしておるところでございます。

また、今さら言うことではございませんけれども、一つ水害のみならず、地震による高潮、津波災害、それから大規模の火災、また家屋の倒壊等、土石流の発生等、自分の地区だけは大丈夫じゃということはもう何人も言えない時代でございます。言われておりますように、災害は忘れたころにやって来るではございません。災害は忘れる間がなくやって来るというのがもう今の実態でございまして、そのことは毎日のニュースを見ておりまして世界じゅうでいろんなあっと驚くようなニュースが、そして大変多くの方々がその事故に巻き込まれておるということがあるわけでございまして、備えあれば憂いなしという心境で今後取り組んでいきたいというふうに思っておりますので、私ども一生懸命やっておりますが、どうぞ議員さん方もよろしく御協力をいただきますよう、また御指導を細かい点でも結構でございます、御意見をいただきますようよろしくお願いを申し上げまして、私からその点についてはお答えをさせていただきます。

他の問題につきましては、助役以下で御答弁申し上げますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○首藤馨助役 議長

○清水久二博議長 首藤助役

〔首藤馨助役 登壇〕

○首藤馨助役 武田議員御質問中、財政問題と当初予算についての予算編成方針と、ゼロ予算事業、それから行政改革大綱に伴います平成17年度実施内容、それから同じく4点目の人事評価制度の導入の4点についてお答えをさせていただきます。

なお、先ほど市長が申しました防災スタッフセミナーにつきましては、私もあらゆることを想定いたしまして挑んだわけでございますが、どのような場合でも対応できるというふうに職員一同頑張ったわけでございますが、先ほど市

長が言いましたような結果でございまして、反省すること多かったと。市民の生命、財産を守る我々といしましては、これからは訓練を年に1遍はやって、みんなが体で覚えて情報収集して、市民の生命、財産の安全確保に努めるといふように認識を新たにしておるところでございますので、お許しいただきたいと思ひます。

それでは、財政問題と当初予算につきまして、予算編成方針につきましてお答えをいたします。

一昨日の山下議員さんの御質問にもお答えをいたしましたとおりでございますが、新市建設のために当市の将来像でございまして「きらめき創造大洲市ーみとめあい ささえあう 肱川流域都市ー」の実現に向けまして、現在策定中の大洲市総合計画の中で具体的なまちづくり方針を定めまして、合併してよかったと感じ合える大洲市の創造に取り組んでまいりたいというふうに考えておるわけでございます。

しかしながら、提案理由で申し上げましたように、中・長期の財政見通しにつきましては、平成18年度から平成21年度までの4年間の財源不足額43億4,000万円、これが見込まれておるわけでございます。これをいかに乗り切っていくかということが当面の市政運営の最優先課題であると考えておるところでございます。そのために平成18年度行政改革大綱等に基づきます財政健全化に向けた実質的な初年度と位置づけておりまして、人件費、補助金、一般行政経費等、歳出全般にわたりまして徹底した節減、合理化を図りながら、財源の効率的配分に努めた緊縮型予算として編成をいたしましたわけでございます。

どのようなところに重点的に配分したのかというお尋ねでございますが、合併した新市といしまして、まずは合併協議会におけます協議結果及び事務事業の一元化調整の内容を実行する必要がありますので、そのような各種事務事業を確実に実施できる予算措置に配慮いたしました



ところでございます。

また、新規事業といたしましては、市勢要覧作成事業、滞納整理支援システム導入事業、大和保育所の移転改築事業、環境センター延命化工事ほか、それから地産地消の家建設促進事業補助金、それから平野運動公園野球場の改修工事、防災行政無線整備計画策定事業、喜多山分館の建設事業等を計上をいたしておるわけでございます。

特に土地開発公社の経営健全化の取り組みにつきましては、将来にわたります大洲市財政のポイントでございますので、経営健全化5カ年計画の策定のもとに厳しい財政環境下ではありますが、所要の予算を計上いたしまして、将来の負担軽減を図っておるところでございます。

このようにいたしまして、平成18年度予算は、合併協議会における協議内容等を確実に実行しながら、人件費や補助金等の削減にも取り組みまして、これまで以上に事業の必要性、緊急性や投資効果などを十分精査しながら新規事業についても予算化を図ったものでございます。厳しい財政状況下ではございますが、議員各位を初め市民の皆様方の御協力を得ながら知恵を出し合いまして、活力ある元気なまちづくりを目指して、市長を先頭にいたしまして私たち職員一丸となって市政運営を行ってまいりたいと考えておるところでございます。御理解をいただきたいと思います。

次に、財政問題のゼロ予算事業についてお答えをいたします。

議員御指摘のように、愛媛県では危機的な財政状況の中、行政サービスの低下を回避しながら多様化する県民ニーズに的確に対応するために、従来の予算措置の伴う事業だけに頼らない、いわゆるゼロ予算事業、これを定義づけされまして、ボランティア的な取り組みや無料での施設開放等を積極的に進められております。その平成17年度の事業内容につきましては、人材の有効活用としての人材派遣、それから施設

などハード資産の有効活用、またネットワークの有効活用など、既存の資産や機能等を有効に活用することによりまして、特段の予算措置を伴わない82事業、先ほど議員さん言われたとおりでございますが、実施されると伺っておるわけでございます。

大洲市の考え方はどうぞという御質問でございます。当市におきましては、県が示されているこのゼロ予算事業ということにつきましては、現在明確な定義づけというものは持っておりませんけれど、従来から特段の予算措置を伴わず、職員や市民がみずから汗をかいて行っている事業につきましては、実践事例があるわけでございます。

その幾つかを御紹介させていただきますと、まず人材の有効活用といたしまして、市立病院の糖尿病教室などがございます。この事業は入院中の患者さんだけでなく一般市民も参加できまして、専門の知識を持ったお医者さん、看護師さん、医療技術者の方が毎週金曜日に交代で糖尿病と日常生活、療養方法などを指導していただいております。

また、職員のボランティアとして取り組んでおります観光人力車事業があるわけでございますが、これは有志の職員によります日曜日、祝祭日におけます人力車の運行でございまして、平成8年度から継続をいたしておるところでございます。

また、地域住民ボランティア支援といたしましては、ボランティア清掃活動支援事業があるわけでございます。この事業につきましては、ボランティアで清掃活動を実施する団体に対しまして、清掃用のごみ袋の無料配布や、ごみの回収などの処分を行っておるところでございます。

以上、県が定義されておりますゼロ予算事業に該当すると思われる事業につきまして、御紹介を申し上げたわけでございます。

先ほど申しましたゼロ予算事業、県の場合、

17年度事業でなくて、18年度事業が82事業でございます。失礼しました。

いずれか紹介をしたわけでございますが、職員によります環境講座、市民救急隊員の養成講座、イベント時のボランティア活動などがあるわけでございます。本市の財政状況が今後一挙に好転するとは考えておりませんので、さらに多様化する市民ニーズにこたえていくためには、職員はもちろんのこと市民と行政とがともに働く協働の精神によってともに汗を流していくことがますます重要な課題になってくるというふうに考えておるところでございます。したがって、今後このようなゼロ予算事業の創設につきましても、その定義づけも含めまして知恵を出していくべき課題だと考えておるところでございます。

次に、行政改革大綱に伴います平成17年度の実施内容でございます。

これにつきましては、集中改革プラン計画期間は平成17年度から21年度までの5年間といたしておるわけでございます。これは総務省の指針におきまして、この5年間の取り組みを17年度中に策定して公表することとなっております、ほとんどの自治体に取り組んでおられると思われます。

平成17年度に実施した改革プログラムといたしましては、組織、機構の見直しをまず行ったところでございます。これは具体的に申しますと、支所会計課を廃止いたしまして一元化をしたようなことでございます。事務の簡素化でございます。内部書類の流れなどを簡素化いたしました。それから、三役と教育長の給料10%のカットを行ってまいりました。それから、議員さん方にも御無理をお願いいたしまして、議長、副議長5%、議員3%の報酬カットを行わせていただきました。それから、診療所の見直し、これ経営の効率化でございますが、それから福利厚生の見直し、それから保育料の適正化、市のホームページによる情報発信の強化、

これはIT推進主任を選任をいたしておるようなどございます。それから、定員適正化計画、土地開発公社健全化計画、これなどを行っておるところでございます。これらの改革による効果といたしましては、2,700万円程度の削減効果を見込んでおるところでございます。

また、今年度に計画いたしまして平成18年4月から実施できるものといたしましては、補助金の削減、職員の給与の見直し、これは管理職手当とか特殊勤務手当を行っておるわけでございます。それから、先ほど説明をいたしました本庁、支所の窓口業務の事務の延長、それから指定管理者制度の導入などを上げておるわけでございますが、今後もこれらの計画に沿って積極的に改革に取り組んでまいりたいと考えておるところでございます。

次に、行政改革大綱、集中改革プランにつきましの人事評価制度についてお答えをいたします。

人事評価制度につきましては、公務員の給与につきましては、職務給の原則成績主義にのっとり実施すべきものとされております。現在、現実には長期継続雇用を前提といたしまして、年功的な給与処遇がなされてきておるわけでございます。近年、民間におきましては、限られた人件費を従業員の職務や成果に応じ適切に配分しようとする能力主義、成果主義等によりまして、そのような賃金形態が浸透してきておるわけでございます。公務員におきましても厳しい財政状況の中、民間と同様に給与の年功的上昇を抑制いたしまして、職務、職責と実績を十分に反映し得るシステムを構築することが不可欠となってきております。

先ほども説明いたしましたように、昨年の人事院勧告に伴いまして平成18年4月1日から給料表の改定をお願いをいたしておるところでございます。平均で4.8%、中高年の方には最大で7%、3万2,000円程度の引き下げ、それから給与カーブのフラット化、それから一方では

急激な給与減額を避けるための経過措置などがとられておるわけでございます。そのようなことを踏まえまして、今回給与条例改正を提案いたしておるわけでございますが、この改革の中で人事評価制度を実施いたしまして、その結果を昇給に反映させていかなければならないというふうに考えておるところでございます。大洲市におきましても、国に準じまして人事評価制度を導入するように検討をいたしております。平成18年度から19年度にかけまして、このシステム導入について検討を行いまして、早ければ平成20年度から導入をいたしまして、実施してまいりたいと考えておるわけでございます。

人事評価制度は、能力、実績に基づく人事管理を進めていくものでございまして、職員の職務遂行能力、勤務実績を的確に把握いたしまして、評価いたしまして、人材育成、任用、人事配置、給与処遇などに生かしていくことが必要であると考えております。そのためには能力や実績を的確に把握できる仕組みが必要であると考えております。評価の手順や評価の技法などにつきましては、評価者研修を行いまして、公平な評価ができるようにしなければならないと考えておるところでございます。このように客観的で公平性や透明性が高く、実効性のある人事評価制度を整備いたしまして、職員の資質を高めるなど、能力開発を図りますとともに、適材適所の配置等を進めてまいりたいと考えておりますので、御理解いただきたいと思います。

以上、4点につきましてお答えとさせていただきます。

~~~~~

○清水久二博議長　しばらく休憩いたします。

午後0時02分　休憩

~~~~~

午後1時00分　再開

○清水久二博議長　休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~

○小島健市企画財政部長　議長

○清水久二博議長　小島企画財政部長

〔小島健市企画財政部長　登壇〕

○小島健市企画財政部長　それでは、合併市町村補助金の状況についてお答えをいたします。

合併市町村補助金につきましては、武田議員さんが申されましたように、合併市町村の一体感を醸成していくために必要となります新市建設計画に基づいて行う事業に対しまして、国の方からその人口規模に応じた補助金が受けられる制度でございます。この制度による当市への補助金の額については、合併年度を含みます3カ年間の合計で3億6,000万円となっており、その補助率は100%でございます。

ただ、この補助金の交付期間につきましては、まだ正式な通知は届いておりませんが、来年度から国の補助制度の仕組みが一部見直されることになっておりまして、補助金の額につきましては変更はございませんけれども、その交付期間が現在の3カ年から新市建設計画の計画期間でございます10カ年間に延長される見通しでございます。そうなりますと、大洲市にとりましては当初計画では最終年度に当たります平成18年度に予定をいたしておりました補助金が、今後8年間に割り振られることになるわけでございます。このことから、単年度の交付額が少なくなってしまうので、今年度のように集中的な事業への補助金充当が困難になってくるのではないかと考えているところでございます。

それでは次に、合併補助金による事業の実施状況について申し上げます。

まず、最初の年度でありました平成16年度につきましては、ちょうど1月に合併してから年度末までの期間が3カ月間というように短かったこともございまして、行政事務の電算化とか公用車及び消防の方面隊旗の購入、この3事業を実施をいたしまして、金額では1,439万7,000円の補助金を充当いたしたところでござ

います。

次に、今年度平成17年度につきましては、27の事業を対象とし、1億4,018万2,000円の補助金を充当することにいたしておりました、それぞれについてその事業効果があったものというふうに認識をいたしております。

その27事業のうち、主な事業とその事業の効果について申し上げます。

まず、行政サービス水準の確保、強化に資する事業といたしまして、旧大洲警察署体育館跡地を購入し、駐車場としてその整備を進めております。この整備によりまして、本庁の慢性的な駐車場不足を緩和、解消することができるものと期待をいたしているところでございます。

次に、合併後統一的に業務を遂行する上で必要な事業として、合併に伴います庁舎の改修、公用車の購入、また新市の総合計画や地域防災計画などの各種計画の策定、電算システムなど事務事業の統一、一元化、こういったことにつきましてもこの補助金を活用いたしまして、行政サービスの確保、また行政運営の合理化、効率化に努めたところでございます。

次に、平成18年度以降の実施計画について申し上げます。

平成18年度以降の補助金の残高は、約2億500万円となりますけれども、先ほども申しましたようにその交付期間が延長されまして、今後8年間に割り振られる予定でございますので、対象事業の見直しが必要となってまいりました。

このような状況ではございますが、平成18年度の事業計画を申し上げますと、継続して進めております総合計画と都市計画マスタープランの策定経費、そして新規として住宅マスタープランの策定経費、この3事業を対象として2,000万円程度の補助金を予定しているところでございます。

今後におきましては、合併に伴う事務事業の統一などに必要な経費にも充当するほか、行政

サービス水準の確保、また強化に資する事業あるいは人的、物的交流の促進を図りますソフト事業、これらにも配慮しながら新市の一体性を促進するため、この補助制度を有効に活用していきたいと考えているところでございます。

以上、お答えといたします。

○佐伯幸一総務部副部長 議長

○清水久二博議長 佐伯総務部副部長

〔佐伯幸一総務部副部長 登壇〕

○佐伯幸一総務部副部長 それでは、私の方からは議員さん御質問中、最後にありました指定管理者制度につきましてお答えを申し上げたいと思います。

指定管理者制度を導入するために、今議会に施設条例の改正議案を御提案申し上げておりますが、本年4月から制度の導入を予定しておりますのは、改正前の地方自治法の規定により、公共的団体等へ管理委託を行っております13施設でございます。その内訳は、体育施設が1施設、福祉施設が4施設、農林業施設が2施設、宿泊施設を含みます観光施設が6施設でございます。

今回の指定管理者制度の導入基準でございますが、既に全体的な管理を委託しております施設を中心に、施設の性格や業務内容、効率的な管理手法、住民ニーズへの対応、サービスの維持向上などの視点から検討を行いました。その過程の中で清掃などの部分的な業務委託により、効率的な管理につながる施設や施設規模、利用状況から指定管理者制度の導入が適さない施設につきましては直営といたしております。

今回制度の導入を予定しております13施設につきましては、規模や採算性の観点から、現在の管理経費が効率的であることや、地域に密着した公共的団体や第三セクターが管理を行っていることから、公募によることなく現在の管理委託者を指定管理者の候補者として考えております。

最後に、今後の指定管理者制度のあり方でご

ございますけれども、現在この制度は全国各地でさまざまな施設に導入され始めましたが、導入後の成果等に関する事例が少ないのが現状でございます。今後本市や他自治体におけます導入の成果等をさまざまな角度で検討し、直営の施設につきましても、効率的で効果的な管理手法が指定管理者制度であれば積極的に導入し、施設の規模、性格や業務内容に合わせた公募条件等の整備も進めていく必要があると考えております。

指定管理者制度の導入に当たりましては、効率的な管理だけを追い求めることなく、住民サービスが向上し、さらに公の施設の公的性格を失うことのないように、指定管理者に対しましては十分な監督、指導を行ってまいりたいと考えております。

以上、お答えといたします。

○二宮隆久税務課長 議長

○清水久二博議長 二宮税務課長

〔二宮隆久税務課長 登壇〕

○二宮隆久税務課長 私の方からは、武田議員さんの御質問のうち、市税の滞納整理についてお答えをさせていただきます。

御質問の愛媛地方税滞納整理機構につきましては、一部事務組合としての知事の認可も受け、本年4月1日に発足し業務がスタートいたします。

御質問の平成18年度におけます同機構への滞納事案の引き継ぎ、移管件数につきましては、50件を上限として考えております。移管金額につきましては、現在その選定作業を行っているところであり、確定はしておりませんが、約7,000万円程度になるものと見込んでおります。

また、どの程度の徴収実績を初年度見込んでいるかという御質問でございますが、平成18年度は初年度でもあり、機構徴収分と移管予告の催告等による事前予告効果、いわゆる波及効果額を合わせまして、移管予定見込み額7,000万

円の4割から5割、金額にいたしますと2,800万円から3,500万円程度の効果があるのではと見込んでおります。

次に、同機構への移管に伴う問題点とその対策についてでございますが、差し押さえ、公売等の滞納処分が前提となりますので、本市におきましても移管前の事前の資産調査等膨大な準備を迅速に行うとともに、厳格な時効管理等が必要となります。このことから、平成18年度当初予算案に計上させていただいております滞納整理支援システムを導入させていただき、徴収に係る事務の効率化、迅速化を図りたいと考えております。また、公平性を期すために市役所内部に審査委員会を設置し、そこで移管案件の審査を行った上で機構に移管することとしております。

次に、滞納整理機構に関する経費と効果額とのバランスについてであります。滞納整理機構に係る経費といたしましては、職員に係る人件費、運営に係る負担金で、平成18年度約1,250万円の経費を見込んでおります。先ほど申し上げました効果額と比較いたしましても、投資効果はあると考えております。

また、同機構は移管を受けた滞納税の徴収業務以外に2つの業務に取り組む予定であり、1つ目は研修機関としての機能を果たすことを目的としております。各市や町の徴収担当職員を対象に研修を行いまして、愛媛県下の市町の徴収事務吏員の資質の向上を図ることを目的としております。2つ目は、徴収業務の支援機関といたしまして、県下すべての市や町の徴収業務の現状を分析し、改善に向けての指導、助言、いわゆるコンサルティング業務を行います。さらに、派遣職員は機構での研修や業務を通じて身につけた滞納整理の知識、経験を各市町に持ち帰りまして、派遣市町の徴収業務に生かすことを前提に派遣することとなっております。

平成19年度からは本格的な税源移譲が始まることもありまして、自主財源である市税をいか

に確保していくかが本市にとりましても大きな課題ととらえております。これらも勘案いたしますと、投資効果は高いと考えておるものであります。

次に、滞納整理機構との連携以外の滞納解消に向けての取り組みについてであります。現在も日々電話催告や家庭訪問等によりまして催告を行っております。今後の展望といたしましては、短期的には滞納整理支援システムの導入によります滞納整理業務の効率化、迅速化を図りますとともに、夜間収納窓口の開設を現在検討を始めております。また、中・長期的には、武田議員さんもお話しをいただきましたコンビニエンスストアにおける市税の収納につきまして、市民の利便性の向上を目的に、先進事例を検証して具体的に検討してまいりたいと考えております。

今後とも適正かつ公正な税務行政に努めてまいり所存でございます。議員各位の御支援と御協力をお願い申し上げまして、お答えとさせていただきます。

○坂本慎行政改革推進課長 議長

○清水久二博議長 坂本行政改革推進課長

〔坂本慎行政改革推進課長 登壇〕

○坂本慎行政改革推進課長 それでは、私の方からはパブリックコメントの募集結果についてお答えをいたします。

行政改革大綱及び集中改革プランの策定に当たりましては、市民15人の方々に委員となっていていただく行政改革推進懇話会での意見に加え、市民アンケート、職員アンケート、所属長ヒアリング等を実施し、市長を本部長とする大洲市行政改革推進本部、その下部組織であります大洲市行政改革検討委員会で協議、検討を重ね、今年度内の策定、市民への公表に向け取り組んでいるところでございます。

策定の状況といたしましては、現在大綱、集中改革プランとも素案を作成いたしまして、議員御質問のとおり、その素案を市のホームペー

ジ上で公表いたしまして、広く市民の意見を聞き計画に反映させるため、パブリックコメントの募集を実施いたしました。募集期間につきましては、2月16日から3月7日までの20日間設けましたが、残念ながら、その間市民からの意見はございませんでした。

市民の皆様のご意見といたしましては、先ほど申し上げました行政改革推進懇話会での委員の皆様から貴重な意見をいただいております。例えば、指定管理者制度の適切な導入、第三セクターの情報公開、人事評価制度の導入、職員数、またコスト意識などの職員の意識改革等、さまざまな意見及び御助言をいただいております。そのことにつきましては、今回の大綱等の策定に当たり参考とさせていただいているところでございます。

当市におけるパブリックコメントの募集は今回が初めての試みでありまして、まだ制度化されたものではございません。今後は、一定の政策の策定に当たっては、市民の声を行政運営に生かせるよう、その制度導入の検討をしてまいりたいと考えております。また導入に当たりましては、制度の周知を含め、より多くの市民の声が寄せられるような仕組みづくりも工夫してまいりたいと考えております。

以上、お答えといたします。

○清水久二博議長 次に、有友正本議員の発言を許します。

○18番有友正本議員 議長

○清水久二博議長 有友正本議員

〔18番 有友正本議員 登壇〕

○18番有友正本議員 有友正本であります。通告しております諸問題を質問させていただきます。

まず、行財政改革についてお尋ねしてまいります。

財政悪化の原因をどのようにとらえられているのか。ある財政問題の専門家は、公務員の多くは金利の圧力を経験したことがない

ために、その感覚は、いつも血が凍る思いをしている零細企業の経営者にも劣っているようで、直感的な複利計算ができない者も多いとの指摘があります。私は、分権時代の地方自治体と言いながら国県によりかかり、自立的な政治的、財政的な判断をして自治体経営を行うという姿勢がなかったからではないかと考えております。理事者の皆さんはどのように考えていらっしゃるのか、お尋ねいたします。

次に、準用再建団体に移行した場合についてお尋ねします。

現在の大洲市の財政状況は既に破綻しているにとらえておりますが、地方財政再建促進特別措置法によって準用再建団体に移行した場合、市民の生活への影響はどのようなことが起きると予想されておりますか。準用再建団体への移行は、もっと深刻な財政破綻の回避または再建型破綻処理手続への移行とも考えられますので、そちらの方がよいとする意見もあります。いずれにしろ、現在のような市の財政では、実質的に準用再建団体並みの財政対策は避けられないのではないのでしょうか。サービスの低下や増税が避けられないとするなら、何が何でも準用再建団体にならないと決めてしまうよりも、なった場合とならない場合とコストの計算、市民への影響などについて、比較検討されるべきではないかと考えております。行われておられるとすれば、その結果はどのようなものでしたのでしょうか。

次に、市債の削減（負債のコントロール）のための新たな方式の採用についてお尋ねします。

現在の自治体の財務会計方式は、1年間の現金の出入りを記録する現金主義の単式簿記が採用されております。この方式は、予算統制が可能で、行政の事務事業の大部分がそうであるような収益を予定しない非対価性の取引を扱えるという利点があるとされております。しかし、その反面、資産と負債の残高情報が完全に無視

されてしまうというような欠点を抱えております。借金が全くない状態でしたら、これで問題はなかったのですが、今や我が大洲市は莫大な借金を抱えていますから、この会計方式だけでは、借金、市債をコントロールするのは不可能なのではないのでしょうか。そのため、複式簿記の手法を会計制度に取り入れる必要性が出てくると考えます。これはそもそも企業会計用につくられており、収益を基本的に生まない財政支出を取り扱うには問題があるとされてきました。

ところが、ここに来て複式簿記に非対価性取引を取り込もうという取り組みがあります。東京都が来年度から取り組もうとしておる新たな会計制度であります。国と自治体が明治以来1世紀以上にわたって使い続けてきた単式簿記、発生主義会計にメスを入れ、わが国で初めて複式簿記、発生主義会計を導入しようとしとるのであります。巨額の負債をコントロールし、大洲市財政を健全化するために、公会計制度の改革に踏み込まれるおつもりはないのか、お尋ねいたします。

次は、今後の地方交付税の歳入見通しについてお尋ねいたします。

行政改革による目標額と効果は、大洲市の交付予定額103億円、これを前提にして今後5年間の歳入見込みが立てられているのではないのでしょうか。そこで、交付税額が減少した場合どうするのでしょうかと質問したところ、毎年ローリングして見直すとのことでした。三位一体の改革が始まってからの経過を考えると、今後もさらに地方交付税、補助金は毎年削減されるものとして計画を立てられるのが当然と考えます。これによってもし予測ほどに交付税が削減されなかった場合には財政の健全化へ使うことができますし、また場合によってはプラスアルファの事業が遂行できることになるのではないのでしょうか。現在のような先行きが不透明な時代には、より厳しい事態を想定して財政計画を

立てるべきだと考えますが、いかがでしょう。

次に、市債の新たな借入先についてお尋ねします。

郵政民営化の影響が地方財政にどのようにあらわれるのでしょうか。大洲市の平成16年度末での日本郵政公社よりの借入額は、一般会計で約70億円、特別会計で16億8,000万円となっております。平成19年度以降は、郵政の民営化により郵政公社からの借り入れはできないものとして考えなければならないと思います。このことの影響をどのように考えていらっしゃるのか。また、さらにこのことに対してどのような対策をとっていかれるのか、お尋ねいたします。

次に、人員削減について。

合併協議会の決定では、10年間で100人の職員を削減する計画になっていました。大ざっぱな数字ではありますが、旧大洲市では、企業関係の職員を除外すると、人口約4万人に対して職員数約400人でありました。この計算でいきますと、新市の人口は5万2,000人ですから、120人ふえればいいことになります。企業会計を除いた職員数は520人でいいことになります。このことから、合併協議会の決定よりさらに60人削減しなければならない計算になります。10年間で100人の削減でいいのでしょうか。現在の財政状況、そして10年後からは交付税の特例期間が消滅してまいります。さらに交付税が減少されます。先日の行政改革大綱の説明では、人員削減については前半の5年間で45人、後半の5年間で55人と説明がありました。今年度については32名の退職で、補充は医療職だけの10名とされております。22名が減少するとの説明がありました。後半、前半に分けて計画を立てられておりますが、人員の削減はできるだけ早目に行った方がより効果的だと考えますが、いかがでしょうか。

次に、平成16年度決算についてお尋ねします。

9月の大洲市の広報によりますと、一般会計の平成16年度の歳入は284億円、歳出270億円となっております。一般的にこれを見ると、14億円の黒字決算ということになります。しかし、歳入のうち35億円は市債であります。借金であります。理想的に財政運営を行えば、借金35億円から黒字の14億円を引くと21億円になります。少なくとも表面だけの数字を追えば、35億円ではなく21億円の借金で済んだということです。合併直後の決算であり、このような理想的な財政運営を行うことは不可能だと思います。

そこで、愛媛県の作成した平成16年度決算分析指標一覧を見てみますと、宇和島市は平成16年度に歳入が239億7,463万円、歳出が239億2,080万円となっております。差し引き黒字額は5,383万円となっております。名目上の黒字が大きくなる財政運営は、そろそろ終わりにしなければならない時期が来ていると考えます。決算の歳入と歳出の乖離をより少なくする努力が必要とされると思いますが、いかがでしょう。

次に、土地開発公社についてお尋ねします。

なぜ土地開発公社がこのような巨額の借金を抱えることになったのか。そして、今後このような事態に陥らないための対策は何か。まず、この2点を直接土地開発公社についてお尋ねして、次いで、昨年7月に発表された公債費負担適正化計画には、土地開発公社の経営健全化計画は織り込み済みなのかどうか、計算に入っているのか、お尋ねいたします。

次に、肱川の治水対策についてお尋ねしてまいります。

まず、山鳥坂ダム建設にかかわる環境アセスメントについて。

先日、第4回山鳥坂ダム環境検討委員会が行われましたが、この委員会の進め方についてお尋ねします。既に大洲市、そして愛媛県は、国土交通省に対して環境アセスメント方法書にかかわる意見書を提出しているにもかかわらず、意見書の審議は先送りされてしまいました。会

議時間 2 時間のほとんどを説明に充て、委員がほとんど発言できない状態になっております。

次に、意見がクマタカ、ヤイロチョウを注目種に加えるよう提案したことに対して、委員会で議論するのではなく国土交通省の職員が否定するといったことに示される委員会の形骸化であります。このような事態をどのように把握されるのか、お尋ねいたします。

次に、この山鳥坂ダム環境検討委員会の委員の選定について。

適切な委員の選定がされているのでしょうか。委員長ですら、鳥類の専門家と、この検討委員会のホームページではされておりますが、実は鳥類ではなくダニの専門家であります。

続いて、肱川の河床の掘削についてお尋ねいたします。

一昨年に引き続き昨年も、肱川は中・下流域に大きな水害による被害をもたらしました。洪水による被害を受ける可能性のある関係住民の皆さんは、またことしもと不安に駆られていらっしゃるのではないかと心配しております。肱川の河川整備計画によると、ダムも堤防も完成は先の話であります。緊急に、実現可能で安全で安心な、そして何よりも確実な治水対策は河床の掘削だと思います。国土交通省は、堤防整備及び河床の掘削については、上・下流域のバランスをとりながら土砂の堆積状況を把握し、適正な樹木の管理に努めていくと伝えられております。

そこで、国土交通省の出しております平成 7 年の洪水、そして一昨年の 16 号洪水、昨年の 14 号台風に関するデータの比較を行いました。昨年の 14 号台風についてはまだ流量が出されておきませんので、平成 7 年洪水と一昨年の 16 号のデータを取り上げます。どちらの洪水も大洲第 2 地点のデータで、平成 7 年の洪水は 3,000 トン弱とされております。そのときの水位は 5.84 メーター、16 号台風では約 3,200 トンの流量で水位は 6.85 メーターとなっております。

ここで不思議なことは、たった 200 トンの流量の増加で水位が 1 メートルも増加していることです。このことから、少なく見積もっても平成 7 年の洪水と 16 号台風の流量の差は 800 トン程度あったのではないかと考えるわけですが、もし国土交通省の流量設定に誤りがなかったとするなら、著しい河床の上昇がこの 10 年間で起きていることになります。ほかに原因が考えられるでしょうか。

そこで、改めて肱川河口からの計画的な上・下流のバランスのとれた河床の掘削を早急に実現できるよう、国、県への要請をお願いするものであります。

ダム対策費について、次にお尋ねします。

平成 18 年度予算にダム対策費が 2,643 万円計上されております。私たちは山鳥坂ダム建設については一切地元負担はないと聞いてきました。旧肱川町の過去に計上された分も含めて、平成 17 年度も含め幾らの金額が計上され、そして執行されてきたのでしょうか。

次に、林業、森林についてお尋ねしてまいります。

森林の公益的機能は、二酸化炭素の吸収、石油化学燃料代がえ、洪水緩和、水資源の貯留等、さまざまなことが数え上げられており、金額に換算すると、林野庁では 70 兆円にも達する効果を果たしていると示しております。そのうち洪水緩和機能、いわゆる緑のダムにつきましては、森林とそうでない山地との比較においても、100 年確率降雨量に対する流量調節について、林野庁において既に積算済みとされております。四国整備局は一昨年 3 月に開催された最後の流域委員会において、緑のダムの機能はせいぜい 100 ミリ程度の降雨までと、限定的にしか認めませんでした。

ところが、先日研修で参加しました「青の革命と水のガバナンス」の研究会におきまして、国土交通省河川局河川計画調整室長の稲田修一氏は、「これまで国土交通省は治水で森林の保

水力を考慮に入れてこなかった」と反省を含めたコメントをしております。森林の公益的機能をさらに高め、持続可能な林業をいかに確立していくのかとの観点から、次の質問に入っていきます。

まず、森林施業計画についてお尋ねいたします。

森林施業計画制度は、計画的な森林整備を進めるため、森林所有者が森林をどのように育てていくかについての計画をみずから立て、認定を受け、それに従って山づくりを行う、森林の公益的機能をさらに発展させようとするための大切な制度だと判断しております。この制度が林業者の皆さんにどのように説明され、そしてどのように計画が実現されようとしているのでしょうか。

次に、木材の地産地消についてお尋ねします。

日本は木の文化の国と言われながら、現在使用されている材木は残念なことに外材が圧倒的なシェアを占めております。そこで、少しでも地元材のシェアを上げることが大切だと考えます。大洲市のように森林面積の広い自治体にとって、木材の地産地消を政策として打ち出し、これを実現していくことが重要なことだと考えております。どのように取り組まれているのでしょうか。また、これ以外にも地元材活用のため実施あるいは実施しようとしていることがあれば、説明をお願いいたします。

次に、小規模溪流水源林整備事業終了後の対策をお尋ねします。

この事業につきましては今年度で終了するわけですが、5年間でどれだけの事業が行われ、そしてその成果をどのように評価されているのでしょうか。

次、介護保険についてお尋ねします。

介護保険施設における身体拘束について。

愛媛県の調査では、平成13年度に「拘束はない」と回答した事業者は30.4%、平成16年に

「拘束なし」とした事業者は57.3%であったと報告されております。市内の介護施設での現状はどのような結果になっているのでしょうか。また、もしいまだに身体拘束を行っている事業者がいるとするならば、今後どのような対応をされるのでしょうか。

次に、介護報酬について。

今回の介護報酬の見直しを、ある専門家は、「大きな集団である軽度者を対象とする報酬は全般的に引き下げとなった。以前から高くはないと言われていた介護サービス従事者の待遇は一層厳しいものになる。人材確保の原点は待遇であり、その意味で質のよいサービス提供は依然困難を伴う環境にある」と指摘しております。今回の介護報酬の改定で、在宅部分は平均1%削減されると説明されましたが、介護従事者に適正な賃金を支払った上で、介護事業者にとって適正な剰余金を得られる仕組みになっているのでしょうか。

次に、介護予防についてお尋ねします。

介護予防は、今回の介護保険の見直しで大きな目玉になっているようではありますが、これによって筋力トレーニングや口腔ケアなどの新しいサービスを提供することで、軽度の要介護者や要介護になる可能性の高い高齢者の状態の維持、改善を目指すと言われておりますが、筋力トレーニングについては疑問の声が出ております。

厚生労働省が行ったモデル事業では、参加した449人中64人が途中でリタイア、残った385人で事業参加前と後に、それぞれ要介護度一次判定を行った98人のうち43.9%の人に要介護度の改善が見られたものの、現状維持が39.8%、逆に悪化した人は19.3%と報告されております。これだけで筋トレが役に立つじゃないかと結論を出すのは待っていただきたい。この報告書には次のような部分もあります。身体の日常役割機能の改善については、改善が42.7%、現状維持が26.9%、悪化が30.4%となっております。

また、64人の途中でリタイアした人たちのリタイアの内容が全く報告されておりません。また、このモデル事業を行うために厚生労働省から指定された市町村では、対象者探しに非常に苦労したとの話も報道されております。

これらのことから、筋トレにつきましては慎重に判断すべきと考えますが、筋トレの効果をどのようにとらえておられるのでしょうか。

また、介護予防が取り入れられることと引きかえに、これまで要支援、要介護1と認定された人たちが、従来の家事、介護などのサービスが削減されます。どのような影響が出ると判断しておられるのでしょうか。

次に、在宅ケアと施設ケアについて。

在宅ケアと施設ケアでは既に大きな経費の格差があることは明確だと思っておりますが、この格差をどのようにとらえていらっしゃるのか。

次に、介護保険の出費の増大を抑え、介護保険財政の健全化を図るためには、今後は可能な限り在宅ケアを進めなければならないと考えますが、どのように進めていかれるのか。

最後に、水と緑のネットワーク整備事業についてお尋ねします。

1月末の説明会に参加させていただきました。そのときの感想は次の2点です。1点目は、当日の資料の最後のページの図面を見ると、設置される水路のほとんどは暗渠で、開渠は、開かれた水路はおはなはん通りだけであることから、これは非常に事業効果の低い事業だと感じております。2点目は、どうしてもこれをやらなければならないとするならば、おはなはん通りだけ水路をつくって、水を循環させればいいのではないかということです。

そこで、この事業に関して次の2点をお尋ねします。その事業効果、そして大洲市のこの事業に対する取り組みの姿勢であります。

以上、多岐にわたりますが、理事者の皆さんの誠意ある御回答をお願いいたします。

○大森隆雄市長 議長

○清水久二博議長 大森市長

〔大森隆雄市長 登壇〕

○大森隆雄市長 ただいまの有友議員さんの御質問にお答えをしたいと思います。

大変項目が多いものでございますし、勉強をよくされておりますので、どういうふうに答弁したらよからうかという気持ちもしておりますが、私の方からは財政悪化の原因について、それからこれはもう触れたくないんですが、正直言って、準用再建団体移行という仮定の話でございしますが、これと土地開発公社について、この3点について私の方から御答弁を申し上げたいと思います。他の問題につきましては、もうきょうまでにかなり触れてまいりましたので、私の考えそのものはもうお酌み取りいただいとるというふうに思いますので、以上3点について、私の方から直接お答えをしたらと思います。

まず、議員さんの御質問中のトップにございました財政悪化の原因についてはどういうことかというお話でございしますが、平成16年度を初年度とする三位一体改革につきましては、平成18年度の国の予算編成によりまして、国と地方を巻き込んだ3カ年にわたる改革が決着をいたしましたわけでございます。この三位一体改革の成果として国庫補助、負担金の廃止、縮減等の改革約4兆7,000億円、税源の移譲約3兆円、地方交付税の抑制等の改革約5兆1,000億円とされておるわけでございます。三位一体改革は、この改革により達成されるべき望ましい姿として、地方の一般財源割合の引き上げ、地方税の充実、交付税への依存の引き下げ、効率的で小さな政府の実現を掲げて進められてきたわけでございます。

しかしながら、再三申し上げましたように、現実問題としては全国の自治体が給与カットなどまで含めての行財政改革に取り組んでいる現状を見ますとき、この改革の一面がどうだっ

たのかということが浮き彫りにされていると思う次第でございます。大洲市のような自主財源の大変乏しい小規模自治体にとりましては、地方交付税はもう最大の財源であるわけございまして、まさに命綱とも言えるものでございます。地方切り捨てとも言われる急激な財政環境の変化には対応が甚だ難しく、その影響は極めて大きいものがあるわけでございます。このようなことから、財政の悪化の原因につきましては、さまざまな要因が考えられると思いますが、最も大きな要素は、急激な国策として取り組まれました地方を巻き込んだ構造改革にあるというふうに考えておるものでございます。

それから2番目には、準用再建団体に移行した場合にはどうぞという話でございますが、これは正直言って、私余り考えたことがございません。そうならないように一生懸命やるというのが私のスタンスでございまして、これがこうなったら、あんなったらという考えは正直言って至っておりません。そうならないように懸命に取り組んでいくというのがもう私の偽らざる今の心境でございます。

ただ、1年目が過ぎたところでございまして、いろいろ皆さん方の御質問にもございましたように、なかなか姿が見えんじゃないかと、検討ということはやらん気じゃないかというようにどこまでやりとりしたわけでございますが、そうではございませんで、懸命にやれることからやっていくと。それから、自分自身もスタートを、再三申し上げておりますように、あいう形で切ってまいりました。職員の皆さんにも基本給は今のところ手をかけない、本給には手をかけませんが、その他のことについては協力してくださいと、議員さん方にもまた御協力をしていただいて、一生懸命取り組んでおるところでございまして、まさに長年の負の財産の阿蔵、高山問題も、今県の方へ今月中には持って上がりまして内々審査を受けとるわけでございますが、6月には総務省からお墨つきをも

らって、このことをまず目鼻をつけませんと、こういう話ばかり聞かねばなりませんので、そのことはそのことで片づけながら、一方やることは公約に掲げておりますやらないけんことがございますから、そのことについては順次間違いないというところから、歳入については確実なものだけをカウントしまして、歳出については最大限見ていって、そういうことにしますと、なかなか調子のええ数字をお示しできないということになるわけございまして、そこはまさに議員さんがおっしゃる、そういうようになったらどうするんぞという危惧の念を抱かれるんだろうと思いますが、そうならないように懸命に頑張っていきたいというふうに思っておりますので、どうぞ基本的な考え方としては御理解を賜りたいというふうに思う次第でございます。

それから、議員さん、もう一つ複式簿記をやってはどうぞと。もう収支だけの単純な決算ではいかんのではないかと、今の時代というお話でございますが、これは私も長い議会活動の中で、何回か理事者に御提案したり、また質問もしたこともございます、正直言って。ですが、じゃあ今の手持ちの、これは再建整備計画の手持ちの土地あたりとも関連があるわけでございますが、どう評価するかということ等についての、その都度その都度非常に評価も変わってまいりますし、含み的なものが出てまいりますんで、そういうものはやっぱりどうしても主観が入ってまいりますし、そうすると単純な歳入歳出というのが必ずしもいいとは言いませんが、一遍に複式簿記のスタイルに持っていく、私も民間の出でございまして、長らく複式簿記の仕組みについては承知しとるつもりでございまして、いい面、またちょっと足らざる面、また行政としてどうなのかという面、そこら辺はメリット、デメリットといいましょうか、特徴があると思います。企業会計においては当然複式簿記的な発想でいいと思うんですが、この一般

の分につきましてはどうなのかなという気もしておりますので、そういう物の考え方をしながら、この再建的なことは特にやっていけという御指摘だろうという解釈をさせていただきまして、今後取り組んでいきたいと。

最終的には、いろいろあったが合併してよかったなということ1,000人余りの河辺村と4万余りの大洲市とが一緒になった、全国でも珍しい規模の差のあるところが一緒になった合併のスタイルでございますので、もうはや、2年目になったところではや道州制とか、四国がいいとか、中国・四国がいいとかという話、どんどん話が進むもんですから、我々も正直いって、市長にはならしてもろうたが、もうそのうち首は飛んでしもうてだれかがおやるんじゃないかというような、皆さんも一緒ですよ、そういう時代に、テンポが早いもんですから、非常にそこら辺のところはついてくるのは一生懸命だなというのが正直な私の2年目の冒頭の気持ちでございます、これはそういうことにすぐにはならないと思いますが、松山市の中村市長あたりは、はや四国からスタートするのがいいと思うというような積極的な意見を述べられておりますので、我々としてはちょっとついていき難いかなという気持ちが正直な気持ちでございます。時代におくれんように、私も5万2,000市民の皆様がおられて一生懸命やっていかないけん立場ですから、余りトロいことを言うて、言うてる意味がわからんようなことになるほどぼけてはいけんと思っておりますので、一生懸命勉強していつてまいりますので、どうぞ皆さんもよろしく願いしたいというふうに思う次第でございます。

それから、もう一つ、土地開発公社のことがお尋ねでございましたので、これはきのうまで再三お話もいたしましたけれども、改めて御答弁申し上げたいと思います。

公共用地の先行取得を目的に昭和48年に設立

されましたのが土地開発公社でございます、現在まで学校用地や分譲団地造成等を手がけてまいったわけでございます。バブル崩壊前には、土地取得の柔軟性から公共用地の先行取得等、効率的に効果を発揮して、所期の目的を達成し、企業の進出や地価の上昇等により需要の拡大も図られ、経営状況が良好な時期もあったのでございます。これはもう事実でございます。しかしながらその後、阿蔵、高山用地のように開発計画が最終的に実を結ばなかった。また、長期にわたる景気の停滞及び財政状況の悪化等によりまして、事業の繰り延べや見直しによる買い戻しがおくれてしまったこと、それに伴いまして利子負担の増加等々、あわせて土地の簿価上昇は非常に当てが外れて深刻なものとなったという面があったと思います。

また、反面、土地価格の著しい下落による資産価値の減少は歯どめのきかない状況となったわけでございます、全国的にも公社の経営環境は厳しさを増す一方となってきたのが現在の状況でございます。

こうした状況の中で、設立団体としての責任から公社保有土地の計画的な処分を図ることが、公社の経営改善に向けても、また大洲市の財政運営上からも最重要課題との認識に基づきまして、今回の総務省による土地開発公社の経営健全化対策を活用させていただきまして、抜本的な経営健全化に取り組もうというものでございます。

具体的内容につきましては、平成18年度に公共用地先行取得事業債による阿蔵・高山用地の再取得を図らせていただきたいと思います。現在、公社保有地の中には優良宅地も一部あるもんでございますから、それらの土地につきましては民間等への売却も含めまして、積極的に処分をしていきたいと、既に何件かは処分もできるところまで来ておる話もございますし、逐一また御報告をさせていただきたいというふうに思っております。

なお、処分後の簿価残及び借入利息につきましては、市による損失等の補てんを行いまして、簿価の上昇を抑制してまいりたいと思っております。

今後、本市が先行取得を依頼する際には、経営健全化検討会議に諮りまして、具体的な計画が確立していないものにつきましては先行取得は行わないと、はっきりしたものから予算計上をしてやっていくと、予算で債務負担行為として定めまして、議会にお諮り、提出をし、先行取得の透明性の確保を逐一図ってまいりたいというふうに思っております次第でございます。

なお、公債費負担適正化計画に織り込み済かという点もお尋ねになりましたが、当然でございます。組み込んだ適正化計画を策定しておりますので、今後とも議員さん各位の御理解と、またいろんな情報をお持ちだろうと思えますので、そういう情報についてお聞かせいただいて、できるだけそういう、願っております方向づけができますように、もうペイできないことについては、これは今の時代、さかのぼっていろいろあれが悪い、これが悪い、だれが悪いと言いつける段階ではないと思っておりますので、そういう処理の仕方で片づけさせていただくと、一方では皆さん方とお約束をしておりますことを順次取り進めていくということで、市民の皆様にもわかりやすく、長らく放置されておりましたが、この際片づけをさせていただきたい、このように思っておりますので、どうぞよろしくお願いをしたらと思います。

他の問題につきましては、助役以下で答弁させていただきますので、よろしくお願いいたします。

○首藤馨助役 議長

○清水久二博議長 首藤助役

〔首藤馨助役 登壇〕

○首藤馨助役 有友議員さんの御質問中、行政改革についてのうち人員削減についてお答えをいたします。

100人程度の削減ではなく、もっと多く削減すべきではないかという御指摘であるわけでございます。この100人の削減でございますが、これは合併協議会の中で合併後10年間の定年退職者の半数を不補充とした場合の大まかな数値をあらわしたものであるわけでございますが、いろんな算定方式もあるわけでございますが、おおむね適正な数値であると考えておるところでございます。昨日の山本議員さんの御質問に対しまして答弁いたしましたとおり、総務省公表の地方公共団体定員モデル数と比較した場合、一般行政部門に限りまして41人オーバーとなっておりますのでございます。

また一方、集中改革プランとあわせて公表予定の大洲市定員適正化計画では、平成17年度から5カ年の計画期間の削減目標を45人といったしておるところでございます。今後、勸奨退職者の募集等によりまして、5年以内にこの削減目標を達成したような場合や、社会情勢の急激な変化が生じた場合には、随時計画の見直しをいたしまして、適正な職員配置に努めなければならないというふうに考えておるところでございます。

議員御指摘のように、急激な改革を求められる方もあるわけでございますが、一方では行政改革の必要性は十分に認識されながら、そういうことにつきましてはできれば緩やかな改革という切実な声もあるわけでございます。それらのバランスに十分配慮しながら、計画的削減を進めていくべきではないかというふうなのは基本的な考えとして持っておるわけでございます。御理解いただきたいと思います。

以上、お答えとさせていただきます。

○上村孝廣市民福祉部長 議長

○清水久二博議長 上村市民福祉部長

〔上村孝廣市民福祉部長 登壇〕

○上村孝廣市民福祉部長 私の方からは、介護保険4点につきましてお答えをいたします。

それでは、まず介護保険施設での身体拘束に

ついてでございますが、高齢者が利用されます介護保険施設等では身体拘束が禁止され、介護の現場では身体拘束ゼロ作戦として、身体拘束のないケアの実現に向けさまざまな取り組みが進められております。

有友議員さん御質問の市内事業者の状況についてでございますが、大洲市の介護施設16件中、身体拘束をしていない施設は10施設となっております。残る施設におきましても、やむを得ない場合、一時的に利用者の同意を得て身体拘束を行うことはあっても、点滴等のチューブを抜かないようミトン型の手袋等をつけたり、ベッドから転落予防のためのさくを利用するといったものでございまして、拘束をする場合は県全体と同様、本人の安全確保につながる場合がほとんどでございます。

大洲市におきましては、介護保険施設の介護支援専門員研修会において、施設における生活の質の向上を図るため、身体的拘束ゼロを目指して各施設の取り組みの情報交換を行いますとともに、各施設で実際のケアに役立つよう研修を行っております。

また、大洲市では、介護相談員22名を委嘱いたしまして、各施設を巡回をしていただいておりますが、その活動の中で身体拘束の状況につきましてもチェックをいたしますとともに、定期的に行われる介護保険施設等への実地指導時におきましても、施設への指導助言を行ってあるところでございます。

しかしながら、身体拘束を廃止することは決して容易なことではございません。サービス事業者だけでなく、本人やその家族も含め、全員が強い意思を持って取り組むことが何よりも大切でございますので、今後とも引き続き支援を行ってまいりたいと考えております。

次に、介護報酬についてでございますが、平成18年度以降における新たな介護報酬改定率は、全体で平均0.5%減という内容となっております。これらの報酬水準で各事業所が介護従

事者に対し適正な賃金を支払うことができるものであるか、また適正な利益を上げることができるかどうかにつきましては、この報酬に関し、これまで検討されてきました社会保障審議会介護給付費分科会におきまして、サービスに要するコスト等を勘案して決定されたものと理解をいたしております。ただ、各事業所が置かれております状況はさまざまであると思われます。基本的には、介護従事者に対しまして適正な賃金を払われているかどうかにつきましては、雇用主と従業員との労使関係、雇用契約の問題でもありますし、報酬の引き下げによる影響をどの部分で吸収するかは、各事業者の判断でございます。

また、実際に各事業所に対し調査等は行っているわけではございませんので、ここではっきりとしたことを申し上げることができない状況でございます。御理解をいただきますよう、お願いいたします。

なお、各事業所とは制度開始当初より毎月実施しております居宅介護支援事業者連絡会及びサービス担当者会におきまして、随時情報交換を行うなど、連携を密にいたしております。現時点におきましては、報酬に関する相談は受けておりませんが、今後において何かありましたら、随時県に報告するなど、適切な対応を図ってまいりたいと考えております。

次に、介護予防についてでございますが、新予防給付の対象者は介護認定審査会において現行の介護の必要度に係る審査に加え、状態の維持、改善可能性の観点から審査を行い、具体的には現行の要支援者と要介護1の方のうち、状態の維持改善可能性のある方が新たに要支援1、2の認定を受けることにより対象者となります。新予防給付には、筋力向上、栄養改善、口腔機能向上など、効果が明らかなサービスをモデル事業を踏まえて導入をするものでございます。しかしながら、筋力トレーニングにつきましては急激な運動の開始により怪我をする危

険性もございます。大洲市におきましては、平成19年度から新予防給付を開始する予定でございますので、他市町の取り組みの状況を参考にしながら効果を検討した上で慎重に取り組んでまいりたいと考えております。

また、訪問介護につきましては、家事援助が一律にカットされるのではなく、家事援助等の生活援助の長時間利用についての適正化を図るための見直しはなされ、適切なケアマネジメントに基づいて提供される家事援助につきましては従来どおり認められます。

したがって、今後におきましてはこれまでの適正化対策を引き続き実施することに加えて、生活機能の維持向上を積極的に目指すという目的を明確にし、利用者の意向に基づいて、専門家の支援も得ながら、利用者が生活機能の維持向上に対し、積極的に意欲がみずから獲得できるように促す働きかけを行っていくことが重要になってくるものと考えておるところでございます。

次に、在宅ケアと施設ケアについてでございますが、介護保険における在宅サービスと施設サービスの費用につきましては、大きな格差がございます。例として、当市における平成17年12月利用実績で申し上げますと、在宅サービス利用者の1カ月当たりの平均費用額は約9万2,000円でございます。施設費用額は約28万8,000円となっておりまして、施設費用額は在宅費用額の約3倍かかっていることとなります。このことは、介護保険財政を圧迫している原因にもなっておりまして、施設利用者の費用を抑え、当市におきましては、特に入所施設について他市町村に比べまして比較的整備が進んだ状況となっておりますが、なお施設入所を希望される方も多いのが現状でございます。しかしながら、利用者の立場から考えた理想のサービス利用形態として、住みなれた地域で安心して生活を送ることを多くの方が望まれております。

したがって、今後におきましては、高齢者の皆さんが望まれておりますとおり、その具体的な対応といたしましては、ケアプランのチェックとか、また居宅介護支援事業者の連絡会あるいはサービスの担当者会の実施、介護相談員派遣事業の拡充等によりまして、各種サービスが利用者に対し適切に提供されますよう、各事業者への誘導、支援を行っていくことはもちろん、今回の制度改正によりまして創設がなされます地域支援事業及び新予防給付につきまして、高齢者の皆さんへの周知、サービス内容の充実を図るなどいたしまして、より積極的に取り組んでまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

以上、お答えいたします。

○三保禮三建設農林部長 議長

○清水久二博議長 三保建設農林部長

〔三保禮三建設農林部長 登壇〕

○三保禮三建設農林部長 それでは、私の方からは肱川の治水対策のうちの河床の掘削についてと、水と緑のネットワーク整備事業についてお答えをいたします。

まず、河床の掘削についてでございますが、この件につきましては一昨日の西村議員さんの御質問に対し、市長さんの方から基本的な考え方につきましては御答弁いただきましたので、重複はできるだけ避けさせていただきます。その中で、肱川の河床は現在のところ、全川的に見ましたら安定をしておりますので、洪水被害を大きくするような著しい土砂の堆積等は余らないんだというのが国・県の基本的な考え方であるわけでございますが、それでは困るというふうなことで、特に昨年の14号台風の後、市長さん、助役さんあたり、いろんな会の中で強く要望していただきました。

そこで、局所的には堆積している箇所も見受けられるということでございますので、昨年、如法寺河原の国の管理区間におきまして、利用性を考慮しながら堆積土砂の河道内での再利用

によります除去作業が実施されたところでございます。

平成18年度には、同じく如法寺河原の今度は上流側の県管理区間においても土砂の再利用のため除去作業が実施されると聞いております。

それから、五郎大橋から上流の一定区間における河床整正についても実施していただくように、今国土交通省の方へ強くお願いをしているところでございます。今後におきましても、そういう局所的に対応の必要な箇所が出てまいりましたときは、河床整正の範囲内ではございますけれども、河川利用上の観点も考慮に入れながら、土砂や樹木の適正な維持管理に努めていくと、このように国・県の方からお答えをいただいておりますので、これから先もそういう場合は強く市の方から要望してまいる、このように考えておりますので、御理解のほどお願いをいたします。

それから、水と緑のネットワーク整備事業についてでございますが、この件につきましても午前中の中野議員さんに私の方からお答えをしたとおりでございますので、ダブっとるところは省略させていただきます。

その中で、議員さんが言われております事業効果という話がございました。この話の中では、一番、1月の説明会のときにはそんな話出てなかったんですが、3月の説明会のときには出ておりますので、中野議員さんは聞いていただいたと思うんですが、既存の市内水路の中でも一番汚れが目立っております郵便局横の排水付近がございます、あの位置、あるいは市役所裏からの水質の改善というのは、これは肱南地区全体の意見でございます、その点をひとつ御理解をいただきたい。それが図れるということ、それから町中の水路を新設することによりまして、親水空間を生み出すという、そういう効果、それから町中における景観形成上において、潤いの創設とか、そして、一応うちの方の事業関係ではありませんが、肱南地区の観光ル

ート上の付加価値が上がると、このように、こういうことを期待をしているところでございます。

それから、もしそれができ上がりましたら、その整備の後、当然施設の維持管理というのが出てまいります、その良好な景観の形成とかまちづくりをしていく上に官と民の皆さん方の協働の体制ができ上がっていくんじゃないか、あるいは地域のコミュニティが少しでも進んでいくんじゃないか、そういう効果なども期待をしているところでございます。

ですから、このことにつきましては、先ほど午前中にもお答えをいたしました、とにかく説明の仕方が悪いとか、あるいは今議員さんも言われました暗渠が多過ぎるじゃないとか、いろいろ言われとることは十分承知をしておりますが、先ほど午前中にもお答えをいたしましたけれども、河川の水を使わせていただくというふうなことは、10年前なら到底考えられなかったような大きなチャンスが参つとるわけでございますので、それらも含めまして、私らはまだ時間が十分ございますので、いろんな啓発方法なども考えながら、市民の皆さんとそういう問題について十分議論をしてまいりたい、このように考えておりますので、どうぞよろしく御協力を願ったと、このように願うものでございます。

以上、御答弁とさせていただきます。

○松岡良明建設農林部副部長 議長

○清水久二博議長 松岡建設農林部副部長

〔松岡良明建設農林部副部長 登壇〕

○松岡良明建設農林部副部長 それでは、議員御質問中、私の方からは林業関係につきまして3点お答えしたいと思います。

初めに、森林施業計画についてお答えをしたいと思います。

森林施業計画制度につきましては、森林法に基づきまして、森林所有者が所有する森林につきまして、自発的に作成する具体的な伐採、造

林、保育などの実施に関する5年間の計画を定めるものでございます。この制度の目的は、森林の持つ多面的機能が持続的かつ高度に発揮されるよう、計画的に合理的な森林施業を確保することにあります。この制度の普及につきましては、毎年森林組合が開催しております地区別説明会によりまして、制度の一層の周知と推進を図っているところでございます。平成16年度から説明会を開催いたしまして、現在までに39回実施しておりますが、林家から提出されました施業計画書は、制度上、市が認定することとなっておりますので、森林組合により個別計画書を取りまとめていただき、内容が県、市の基本計画に適合する場合に認定しております。

現在までの森林施業計画の認定状況といたしましては、団地数55団地、森林面積約1万9,000ヘクタール、認定者、延べ人数で6,576人となっております。今後、森林所有者から提出されました森林施業計画に基づき、計画的に事業導入を図り、森林整備を行うとともに、森林の国土保全機能、水資源涵養機能など、森林の公益的機能が発揮されますよう林業振興に努めてまいりたいと考えております。

それでは、次に木材の地産地消についてお答えいたします。

大洲市における平成16年度の素材生産量は約4万8,000立方メートルと、県下で久万高原町に次ぎます木材生産地域となっております。木材の地産地消運動の取り組みにつきましては、一昨日の西村議員さんの御質問で少し触れましたが、昨年8月に地元の林業、製材業者及び建築業者が連携を取りまして、大洲喜多地産地消の家づくり協議会を成立されまして、地域材の利用促進を図る活動を開始しているところでございます。

その事業内容といたしましては、昨年12月から月に1回の割合で一般消費者を対象にすまいる塾と称した講座を開催しまして、専門的知識の講師による住まいのトータルプラン及び木の

よさや木造住宅のすばらしさについて勉強会を行っているほか、森林組合などに木造住宅相談窓口を設けまして、協力工務店を紹介するなど、地域材の需要拡大の活動を積極的に展開しております。

また、その他といたしまして、愛媛県でもことし1月に地域材を利用した木造住宅の借入金に対しまして利子補給金制度が創設されましたので、地産地消の家づくりとともに普及活動、啓発に努めているところでございます。

今後も協議会の協力を得ながら、公共建築物はもとより一般消費者に、人と環境に優しい、安全で安心な家を提供できるよう、地域材の需要拡大を積極的に推進してまいりたいと考えております。

次に、小規模渓流水源林整備事業終了後の対策についてお答えをいたします。

小規模渓流水源林整備事業は、平成13年度に愛媛県より肱川水系の市町村がモデル地区として指定を受けまして、水源の森づくり推進モデル事業の一事業といたしまして、水源の確保や公益的機能を確保、向上させるため、公共事業の対象とならない小規模渓流におきまして森林整備と保安施設等を一体的に整備してまいりました。

本事業の実績といたしましては、本年度事業完了予定を含めまして、5カ年間で15カ所、約394ヘクタールの除間伐、作業道の開設を実施しております。この事業導入によりまして、水源涵養林など森林の持つ多面的機能が持続的に発揮されるものと考えております。

また、議員御指摘のとおり、この事業は実施期間が平成13年度から平成17年度までの5カ年となっております。今年度で終了いたしますが、これにかわるものとして、国の造林補助事業であります流域広域保全整備事業、流域循環資源林整備事業などの事業導入、また必要な施業が行われずに放置されております人工林の適正管理を行う公的森林整備事業など導

入を図りまして、森林整備の支援に努めてまいりたいと考えております。

今後におきましても、水源涵養機能など、多面的な、かつ公益的機能が発揮できるよう、県や森林組合などの関係機関と連携を取りまして、林業の振興及び森林整備の支援に努めてまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○櫻田和明肱川支所長 議長

○清水久二博議長 櫻田肱川支所長

〔櫻田和明肱川支所長 登壇〕

○櫻田和明肱川支所長 私からは、山鳥坂ダム建設にかかわる環境アセスメントについて及びダム対策費についてお答えいたします。

まず、山鳥坂ダム建設にかかわる環境アセスメントについて、第4回山鳥坂ダム環境検討委員会の進め方についてでございますが、環境影響評価は山鳥坂ダム建設の適否を判断するものでなく、事業の実施が環境に及ぼす影響について総合的に評価することと伺っております。

3月9日に実施された第4回山鳥坂ダム環境検討委員会では、主に十分な調査が行われているか、環境保全の観点から生態系にどのような配慮が必要か、このことについて委員の意見を求めたと伺っております。このため、予測、評価を行うに当たり重要となる平成16年度、17年度の調査結果が説明されているところでございます。

クマタカにつきましては、平成14年繁殖シーズン以降、対象事業実施区域周辺に分布していたつがいは、継続的な観察にもかかわらず確認されておりません。しかし、隣接する流域に分布するつがいで平成14年から17年繁殖シーズンに計2回の繁殖の成功が確認されております。このため、クマタカが再び事業実施区域に戻った場合は、適切な対応をすると伺っているところでございます。

ヤイロチョウにつきましては、重要種ではございますが、その食性の観点から、生態系の上

位性の注目種には該当しないと伺っております。

なお、クマタカとヤイロチョウは詳細な調査結果がございますので、準備書の段階においても方法書のときと同様、ホームページで公表したいというふうに伺っております。

議員さん御指摘の方法書に対する住民や県知事の意見につきましては、議会以降の委員会で住民、知事検討を踏まえて調査、予測、評価手法を検討し、委員の意見を求めて予測、評価結果とともに準備書に記載されると伺っております。

また、山鳥坂ダム環境検討委員会の委員の選定についてでございますが、山鳥坂ダム環境検討委員会は、山鳥坂ダム建設事業の事業特性、地域特性等を踏まえ、最近の科学的知見に基づく環境面から技術的助言をいただくことを目的としたもので、各分野の専門家がなされており、適切な委員の選定がなされていると考えているところでございます。

次に、ダム対策費についてお答えいたします。

まず、大洲市の負担の関係でございますが、山鳥坂ダム建設事業の本体及びつけかえ県道等の関連事業につきましては、国費と県費で実施されるため、市の負担は生じないと伺っているところでございます。しかし、山鳥坂ダム建設が発表されて以来、水源地域の皆様には二十有余年の長きにわたり生活再建や県道改良の問題等、精神的苦痛ははかり知れないものがあると考えております。これらのことから、水源地域対策特別措置法に基づき、県による水源地域整備計画を作成していただき、ダム建設によりその基礎条件が著しく変化する水源地域の生活環境や産業基盤の整備などを図ってまいりたいと考えております。

この水源地域整備計画は、既存の事業を適用すること、またダムによる治水対策の受益者負担の観点もあることなどから、それ相当の市の

負担が必要となると思われます。

また、水源地域の皆様や国、県との連絡調整等を行うための職員の配置につきましては、必要不可欠のものであると考えております。

次に、旧肱川町のダム対策費の執行状況でございますが、この担当職員を配置いたしました昭和61年度からダムの基本計画が公示されました平成6年までの支出額が2億2,115万円、そして平成7年から新大洲市であります平成17年度の支出枠まで、支出額が2億7,603万円でありまして、トータル20年間のダム対策事業費の総支出額は4億9,718万円となっております。このうち、職員人件費につきましては2億2,671万円支出いたしております。国の支援もありまして、最終的には一般財源は1億2,416万円の見込みでございます。今後におきましても、効果的で堅実な予算執行に努めてまいりたいと考えておりますので、御理解をいただきますようお願いいたします。

以上、お答えといたします。

○松田眞財政課長 議長

○清水久二博議長 松田財政課長

〔松田眞財政課長 登壇〕

○松田眞財政課長 私からは、行財政改革についての御質問中、地方交付税の見通し、市債の借入先について、平成16年度決算についての3点についてお答えをさせていただきます。

まず、今後の地方交付税の見通しについてお答えをいたします。

当市の中・長期財政見通しでは、平成18年度から平成21年度までの4年間の財源不足額を約43億円と見込んでおりまして、その中で地方交付税の見込みにつきましては減少するものとして推計をしております。具体的には、行政改革推進期間の最終年度の平成21年度と平成17年度を比較いたしますと、2.3%の減を見込んでいますのでございます。御指摘がありましたように、平成19年度以降につきましては、三位一体改革や国の財政再建路線の影響も含め、その見

通しを得ることが難しい状況でございます。このような不透明な状況ではありますが、地方が極端に立ち行かなくなるような制度改革はないものとして、現行制度を前提とした見通しにより現況を乗り切っていくことが現実的であり、当面の優先課題であるというふうに考えております。

また、その見通しにつきましても、適時点検、見直しを行い、適切に財政が運営できますよう努めてまいりたいというふうに考えておりますので、御理解をお願い申し上げます。

次に、郵政民営化により簡保資金等の借入れが難しくなることへの影響と対策についてでございます。

郵政民営化により、郵政公社は平成19年10月1日に解散し、これにより郵政公社資金の地方自治体への貸し付けは平成20年度以降廃止されることになります。このことから、直接的には平成20年度からの影響があるものと考えております。地方債資金のうち長期的に安定した資金として確保されてまいりました郵政公社資金が廃止されることにより、その影響が心配されるわけでございますが、民営化法第182条では、国は郵政民営化に伴い、借入れまたは地方債の発行による地方公共団体の資金の調達に支障を生じることのないよう適切に配慮するものとするとしております。このことから、基本的には国により長期かつ低利で安定した公的資金の確保がされるものと考えております。

次に、平成16年度決算における黒字決算額と起債の借入れについてお答えをいたします。

平成16年度一般会計決算につきましては、御指摘のように、歳入総額から歳出総額を差し引いた形式収支では、14億円ほどの黒字決算となっております。また、歳入のうち起債の借入額は約35億円となっておりますのでございます。不必要な借入れではなかったかとの御指摘でございますが、地方公共団体の歳出は起債以外の財源をもって賄うことを原則とされております。

す。起債は、地方財政法第5条等に定める建設事業費等の財源としてのみ借り入れることができ、また起債の借り入れに際しましては自治大臣または都道府県知事の許可が必要となるわけでございます。地方自治体の起債は、単に赤字補てんのために借り入れたり返したりするものでなく、社会資本の整備のための長期的な制度として存在をいたしております。このため、適債事業につきましては借り入れと償還について計画的かつ長期的な視点で管理をまいりましたが、近年急激に財政環境が悪化しましたことから、平成17年度におきまして公債費負担適正化計画を策定し、この計画に基づき発行管理を行い、将来への負担が過大とならないよう適切に運営しているところでございます。決算における適切な決算管理に努めますとともに、今後とも地方債制度を活用しながら、適切に収支管理を行い、健全な財政を運営してまいりたいと考えておりますので、御協力と御理解をお願い申し上げます。以上、お答えとさせていただきます。

○清水久二博議長 以上で質疑、質問を終結いたします。

ただいま議題となっております議案62件につきましては、お手元に配付いたしております議案付託一覧表のとおり、それぞれの常任委員会に付託いたします。

○清水久二博議長 次に、日程第3、請願第9号から請願第11号及び陳情第1号、陳情第2号の請願、陳情、5件を一括して議題といたします。

これらの請願、陳情、5件のうち請願第9号から請願第11号及び陳情第2号につきましては、お手元に配付しております請願、陳情付託表のとおり、各常任委員会に付託いたします。

お諮りいたします。

陳情第1号につきましては、肱川流域治水対策特別委員会に付託したいと思います。これに

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○清水久二博議長 御異議ないものと認め、陳情第1号につきましては肱川流域治水対策特別委員会に付託することに決定いたしました。

各委員会におかれましては、議案並びに請願、陳情について十分に審査を行い、次の本会議において委員会の審査の経過と結果について各委員長の報告を求めることといたします。

以上で本日の日程を終了いたしました。

お諮りいたします。

3月16日、17日及び20日並びに22日から24日は委員会審査等のため休会にしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○清水久二博議長 御異議ないものと認め、そうように決定いたしました。

なお、3月18日、19日及び21日並びに25日、26日は市の休日で休会となっております。3月27日午後2時から本会議を開きます。日程は、各委員長の報告と議案等に対する審議の続行であります。

~~~~~

○清水久二博議長 本日はこれにて散会いたします。

午後2時39分 散 会

~~~~~

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

大洲市議会議長

大洲市議会議員

大洲市議会議員